

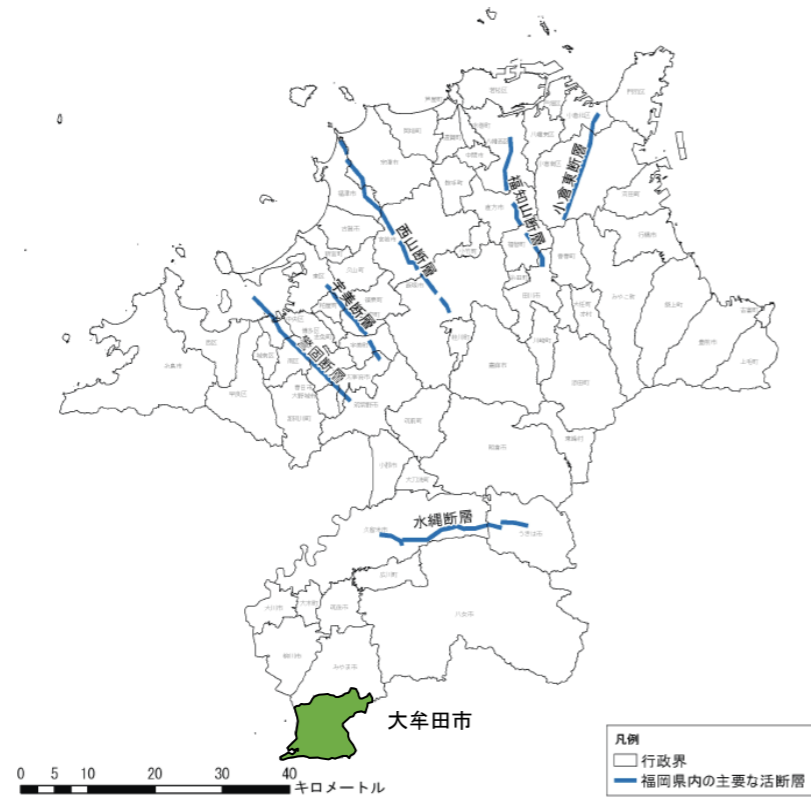
現 行	見直し案
<p><b>第 4 節 用語</b></p> <p>災害：暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他及ぼす被害程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第 2 条）</p>	<p><b>第 4 節 用語</b></p> <p>災害：暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、<b>液状化</b>、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他及ぼす被害程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第 2 条）</p>

現 行	見直し案																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p><b>第2節 社会環境</b>  <b>第1項 社会環境</b>  <b>1. 人口</b>                      人口は、大正6年の市制施行時の67,810人が、昭和4年の三川町編入で102,530人(33%増)、昭和16年の銀水村・三池町・駛馬町・玉川村の編入で179,338人(42.5%増)となった。昭和20年の終戦の年には127,677人となったが、昭和35年の208,887人をピークとして、令和6年現在では、105,753人(令和6年4月1日・住民基本台帳)となり最盛期から以降は減少傾向を示している。</p> <p><b>第3節 本市の災害の特色</b>  <b>第1項 既往災害事例</b>  <b>3. 火災</b>                      本市における過去10年間(H27～R6)の火災発生状況は、建物火災を中心として累計で402件となっている。                      また、これらの火災による人的被害は、過去10年間で死者20人、負傷者58人、り災者78人となっている。</p> <p>■過去10年間における火災発生等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物火災</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>12</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>林野火災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>車両火災</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>船舶火災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>航空機火災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の火災</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>42</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>56</td> <td>49</td> <td>38</td> <td>402</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>り災者数</td> <td>21</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：大牟田市消防本部</p>	区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	建物火災	28	20	19	21	20	23	12	32	30	27	232	林野火災	0	0	3	0	0	1	0	0	0	1	5	車両火災	2	2	3	0	3	4	3	2	4	2	25	船舶火災	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他の火災	9	17	16	13	16	9	14	22	15	8	139	合 計	39	39	42	34	39	37	29	56	49	38	402	死者数	8	0	4	1	1	0	0	2	4	0	20	負傷者数	13	2	4	3	3	5	4	9	10	5	58	り災者数	21	2	8	4	4	5	4	11	14	5	78	<p><b>第2節 社会環境</b>  <b>第1項 社会環境</b>  <b>1. 人口</b>                      人口は、大正6年の市制施行時の67,810人が、昭和4年の三川町編入で102,530人(33%増)、昭和16年の銀水村・三池町・駛馬町・玉川村の編入で179,338人(42.5%増)となった。昭和20年の終戦の年には127,677人となったが、昭和35年の208,887人をピークとして、令和8年現在では、102,092人(令和8年4月1日・住民基本台帳)となり最盛期から以降は減少傾向を示している。</p> <p><b>第3節 本市の災害の特色</b>  <b>第1項 既往災害事例</b>  <b>3. 火災</b>                      本市における過去10年間(H28～R7)の火災発生状況は、建物火災を中心として累計で417件となっている。                      また、これらの火災による人的被害は、過去10年間で死者12人、負傷者48人、り災者97人となっている。</p> <p>■過去10年間における火災発生等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物火災</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>12</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>36</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>林野火災</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>車両火災</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>船舶火災</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>航空機火災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の火災</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>39</td> <td>42</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>56</td> <td>49</td> <td>38</td> <td>54</td> <td>417</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>り災者数</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>40</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：大牟田市消防本部</p>	区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計	建物火災	20	19	21	20	23	12	32	30	27	36	240	林野火災	0	3	0	0	1	0	0	0	1	1	6	車両火災	2	3	0	3	4	3	2	4	2	1	24	船舶火災	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他の火災	17	16	13	16	9	14	22	15	8	15	145	合 計	39	42	34	39	37	29	56	49	38	54	417	死者数	0	4	1	1	0	0	2	4	0	0	12	負傷者数	2	4	3	3	5	4	9	10	5	3	48	り災者数	2	8	4	4	5	4	11	14	5	40	97
区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計																																																																																																																																																																																																																																																														
建物火災	28	20	19	21	20	23	12	32	30	27	232																																																																																																																																																																																																																																																														
林野火災	0	0	3	0	0	1	0	0	0	1	5																																																																																																																																																																																																																																																														
車両火災	2	2	3	0	3	4	3	2	4	2	25																																																																																																																																																																																																																																																														
船舶火災	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1																																																																																																																																																																																																																																																														
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																														
その他の火災	9	17	16	13	16	9	14	22	15	8	139																																																																																																																																																																																																																																																														
合 計	39	39	42	34	39	37	29	56	49	38	402																																																																																																																																																																																																																																																														
死者数	8	0	4	1	1	0	0	2	4	0	20																																																																																																																																																																																																																																																														
負傷者数	13	2	4	3	3	5	4	9	10	5	58																																																																																																																																																																																																																																																														
り災者数	21	2	8	4	4	5	4	11	14	5	78																																																																																																																																																																																																																																																														
区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計																																																																																																																																																																																																																																																														
建物火災	20	19	21	20	23	12	32	30	27	36	240																																																																																																																																																																																																																																																														
林野火災	0	3	0	0	1	0	0	0	1	1	6																																																																																																																																																																																																																																																														
車両火災	2	3	0	3	4	3	2	4	2	1	24																																																																																																																																																																																																																																																														
船舶火災	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2																																																																																																																																																																																																																																																														
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																														
その他の火災	17	16	13	16	9	14	22	15	8	15	145																																																																																																																																																																																																																																																														
合 計	39	42	34	39	37	29	56	49	38	54	417																																																																																																																																																																																																																																																														
死者数	0	4	1	1	0	0	2	4	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																														
負傷者数	2	4	3	3	5	4	9	10	5	3	48																																																																																																																																																																																																																																																														
り災者数	2	8	4	4	5	4	11	14	5	40	97																																																																																																																																																																																																																																																														

現 行		見直し案																																																																																																																																																					
<p><b>第2節 地震・津波災害</b></p> <p><b>1. 地震災害</b></p> <p>地震災害は、広域にわたるものであり、市単独で地震規模等を想定することは困難であることから、ここでは「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」(以下、「県地震アセス」という。)における被害想定に準拠する。</p> <p>県地震アセスでは、福岡県内に存在する6つの活断層が活動した場合と、基盤地震動一定(地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在することから、各市町村の直下10kmにおいてマグニチュード6.9の地震が発生したと想定)の場合を想定した各市町村の被害を算出している。このうち、本市に大きな影響を及ぼすのは、<u>警固(けご)断層系、水縄(みのう)断層系、基盤地震動一定</u>における地震であり、<u>被害規模は最大震度6強の基盤地震動一定が最大となる。</u></p> <p><b>■市域の最大地震想定</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層</th> <th>小倉東断層</th> <th>福智山断層</th> <th>西山断層 (北西下部)</th> <th>宇美断層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マグニチュード</td> <td>6.9</td> <td>7.0</td> <td>7.3</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>最大震度</td> <td><b>5弱</b></td> <td><b>5弱</b></td> <td><b>5強</b></td> <td><b>5弱</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害 (棟)</td> <td>全壊</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0</td> <td>39</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>死者(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負傷者(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>避難者(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層</th> <th>警固断層南東部 (北西下部)</th> <th>水縄断層 (北東下部)</th> <th>基盤地震動一定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マグニチュード</td> <td>7.2</td> <td>7.2</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>最大震度</td> <td><b>5強</b></td> <td><b>6弱</b></td> <td><b>6強</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害 (棟)</td> <td>全壊</td> <td>42</td> <td>1,529</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>386</td> <td>1,407</td> </tr> <tr> <td>死者(人)</td> <td>2</td> <td>87</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>負傷者(人)</td> <td>188</td> <td>1,628</td> <td>3,068</td> </tr> <tr> <td>避難者(人)</td> <td>83</td> <td>3,033</td> <td>8,720</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)</p>		活断層	小倉東断層	福智山断層	西山断層 (北西下部)	宇美断層	マグニチュード	6.9	7.0	7.3	6.9	最大震度	<b>5弱</b>	<b>5弱</b>	<b>5強</b>	<b>5弱</b>	建物被害 (棟)	全壊	0	0	0	半壊	0	39	0	死者(人)	0	0	0	0	負傷者(人)	0	0	0	0	避難者(人)	0	0	0	0	活断層	警固断層南東部 (北西下部)	水縄断層 (北東下部)	基盤地震動一定	マグニチュード	7.2	7.2	6.9	最大震度	<b>5強</b>	<b>6弱</b>	<b>6強</b>	建物被害 (棟)	全壊	42	1,529	半壊	386	1,407	死者(人)	2	87	259	負傷者(人)	188	1,628	3,068	避難者(人)	83	3,033	8,720	<p><b>第2節 地震・津波災害</b></p> <p><b>1. 地震災害</b></p> <p>地震災害は、広域にわたるものであり、市単独で地震規模等を想定することは困難であることから、ここでは「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書(R7.9)」(以下、「県地震アセス」という。)における被害想定に準拠する。</p> <p>県地震アセスでは、福岡県内に存在する7つの活断層が活動した場合と、基盤地震動一定(地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在することから、各市町村の直下10kmにおいて<b>モーメント</b>マグニチュード6.8の地震が発生したと想定)の場合を想定した各市町村の被害を算出している。</p> <p><b>福岡県内に存在する活断層のうち、本市に最も大きな影響を及ぼすのは、西山断層帯における地震である。</b></p> <p><b>■市域の最大地震想定</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層</th> <th>小倉東断層 (北側)</th> <th>福智山断層帯 (北側)</th> <th>西山断層帯 連動(中央)</th> <th>宇美断層 (南側)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーメントマグニチュード</td> <td>6.6</td> <td>6.7</td> <td>7.4</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>最大震度</td> <td><b>4</b></td> <td><b>4</b></td> <td><b>5強</b></td> <td><b>5弱</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害 (棟)</td> <td>全壊</td> <td>0</td> <td>50</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0</td> <td>300</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>死者(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負傷者(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>避難者(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>400</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層</th> <th>警固断層帯 連動(中央)</th> <th>日向峠-小笠木 峠断層帯 (中央)</th> <th>水縄断層帯 (東側)</th> <th>基盤地震動一定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーメントマグニチュード</td> <td>7.0</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>最大震度</td> <td><b>6弱</b></td> <td><b>5強</b></td> <td><b>5強</b></td> <td><b>7</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害 (棟)</td> <td>全壊</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>死者(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>負傷者(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>避難者(人)</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・被害想定は冬18時、強風のケースを示す。          ・「-」の表記は「わずか」を示す。          出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 令和7年9月)</p>		活断層	小倉東断層 (北側)	福智山断層帯 (北側)	西山断層帯 連動(中央)	宇美断層 (南側)	モーメントマグニチュード	6.6	6.7	7.4	6.6	最大震度	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>5強</b>	<b>5弱</b>	建物被害 (棟)	全壊	0	50	0	半壊	0	300	0	死者(人)	0	0	0	0	負傷者(人)	0	0	0	0	避難者(人)	0	0	400	0	活断層	警固断層帯 連動(中央)	日向峠-小笠木 峠断層帯 (中央)	水縄断層帯 (東側)	基盤地震動一定	モーメントマグニチュード	7.0	6.7	6.7	6.8	最大震度	<b>6弱</b>	<b>5強</b>	<b>5強</b>	<b>7</b>	建物被害 (棟)	全壊	30	30	5,500	半壊	200	200	13,000	死者(人)	0	0	0	300	負傷者(人)	0	0	0	2,900	避難者(人)	200	200	200	20,000
活断層	小倉東断層	福智山断層	西山断層 (北西下部)	宇美断層																																																																																																																																																			
マグニチュード	6.9	7.0	7.3	6.9																																																																																																																																																			
最大震度	<b>5弱</b>	<b>5弱</b>	<b>5強</b>	<b>5弱</b>																																																																																																																																																			
建物被害 (棟)	全壊	0	0	0																																																																																																																																																			
	半壊	0	39	0																																																																																																																																																			
死者(人)	0	0	0	0																																																																																																																																																			
負傷者(人)	0	0	0	0																																																																																																																																																			
避難者(人)	0	0	0	0																																																																																																																																																			
活断層	警固断層南東部 (北西下部)	水縄断層 (北東下部)	基盤地震動一定																																																																																																																																																				
マグニチュード	7.2	7.2	6.9																																																																																																																																																				
最大震度	<b>5強</b>	<b>6弱</b>	<b>6強</b>																																																																																																																																																				
建物被害 (棟)	全壊	42	1,529																																																																																																																																																				
	半壊	386	1,407																																																																																																																																																				
死者(人)	2	87	259																																																																																																																																																				
負傷者(人)	188	1,628	3,068																																																																																																																																																				
避難者(人)	83	3,033	8,720																																																																																																																																																				
活断層	小倉東断層 (北側)	福智山断層帯 (北側)	西山断層帯 連動(中央)	宇美断層 (南側)																																																																																																																																																			
モーメントマグニチュード	6.6	6.7	7.4	6.6																																																																																																																																																			
最大震度	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>5強</b>	<b>5弱</b>																																																																																																																																																			
建物被害 (棟)	全壊	0	50	0																																																																																																																																																			
	半壊	0	300	0																																																																																																																																																			
死者(人)	0	0	0	0																																																																																																																																																			
負傷者(人)	0	0	0	0																																																																																																																																																			
避難者(人)	0	0	400	0																																																																																																																																																			
活断層	警固断層帯 連動(中央)	日向峠-小笠木 峠断層帯 (中央)	水縄断層帯 (東側)	基盤地震動一定																																																																																																																																																			
モーメントマグニチュード	7.0	6.7	6.7	6.8																																																																																																																																																			
最大震度	<b>6弱</b>	<b>5強</b>	<b>5強</b>	<b>7</b>																																																																																																																																																			
建物被害 (棟)	全壊	30	30	5,500																																																																																																																																																			
	半壊	200	200	13,000																																																																																																																																																			
死者(人)	0	0	0	300																																																																																																																																																			
負傷者(人)	0	0	0	2,900																																																																																																																																																			
避難者(人)	200	200	200	20,000																																																																																																																																																			

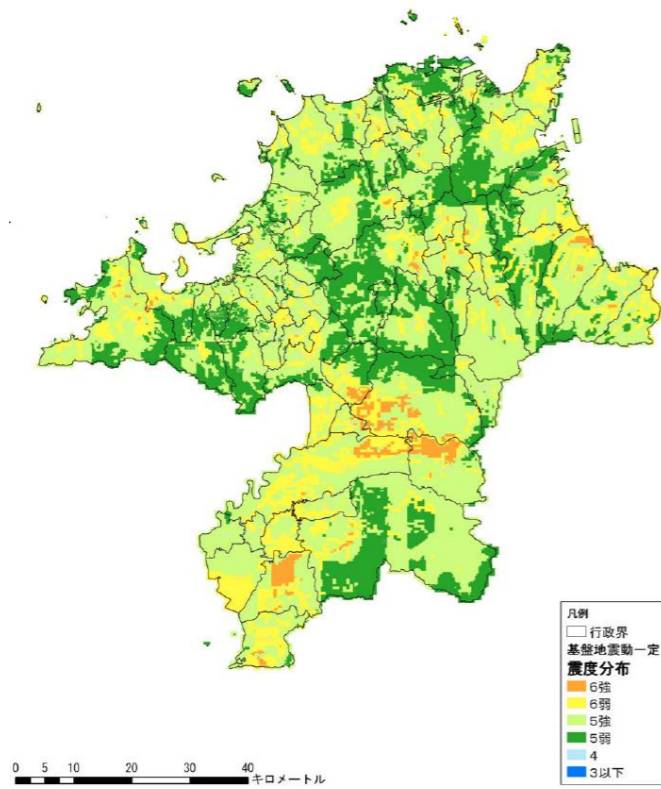
現行

■福岡県内の想定地震の震源断層分布図



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

■福岡県内の震度分布図（基盤地震動一定）



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

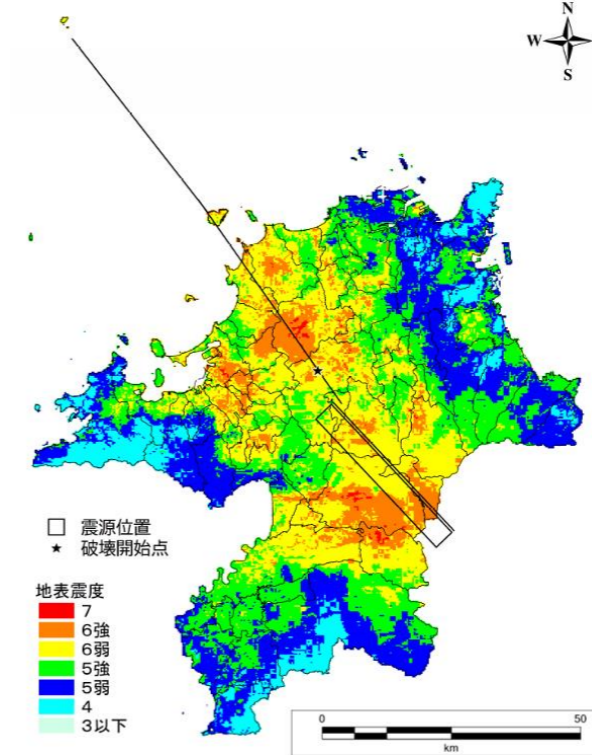
見直し案

■福岡県内の想定地震の震源断層分布図



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 令和7年9月）

■西山断層帯（大島沖区間+西山区間+嘉麻峠区間）（破壊開始点：中央）の震度分布図



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 令和7年9月）

なお、南海トラフ巨大地震については、内閣府から平成 24 年 8 月 29 日に「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」が公表され、本市では震度 5 弱と想定されている。また、平成 25 年 3 月 18 日には「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)～施設等の被害～」により交通施設やライフライン施設等の全国的な施設被害や経済的な被害の想定が公表され、さらに、平成 25 年 5 月 28 日には、「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」が公表された。

なお、南海トラフ巨大地震については、内閣府から令和 7 年 3 月 31 日に「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」によって新たな被害想定が公表され、本市では震度 5 弱と想定されている。また、令和 7 年 10 月 31 日には、福岡県による「地震に関する防災アセスメント調査」が公表されており、この調査でも本市における南海トラフ巨大地震の被害想定は震度 5 弱と想定されている。



現 行			見直し案		
<b>第1節 災害に強いまちづくりの推進</b>			<b>第1節 災害に強いまちづくりの推進</b>		
	項 目	主な担当		項 目	主な担当
第1項 災害に強い市街地の整備	1. 市街地再開発事業	都市計画・公園課、まちなか活性化推進室	第1項 災害に強い市街地の整備	1. 市街地再開発事業	都市計画課、まちなか活性化推進室
	2. 土地区画整理事業	都市計画・公園課		2. 土地区画整理事業	都市計画課
	3. 地区計画	都市計画・公園課		3. 地区計画	都市計画課
第2項 防災空間の確保	1. 公園・緑地の整備	都市計画・公園課	第2項 防災空間の確保	1. 公園・緑地の整備	土木管理課、土木建設課
	2. 農地・林地等の保全	農林水産課		2. 農地・林地等の保全	農林水産課
第9項 建築物等の不燃化・耐震化	1. 建築物の不燃化	都市計画・公園課、建築住宅課	第9項 建築物等の不燃化・耐震化	1. 建築物の不燃化	都市計画課、建築住宅課
	2. 建築物等の耐震化	建築住宅課、各施設管理担当課		2. 建築物等の耐震化	建築住宅課、各施設管理担当課
	3. 高層建築物の災害予防対策	消防本部、消防団、建物所有者		3. 高層建築物の災害予防対策	消防本部、消防団、建物所有者
<p><b>第1項 災害に強い市街地の整備</b></p> <p><b>1. 市街地再開発事業</b></p> <p>市（都市計画・公園課）は、市街地再開発事業を推進し、建築物の耐震化、不燃化等を行うとともに、幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都市災害の防止に努める。</p> <p><b>2. 土地区画整理事業</b></p> <p>市（都市計画・公園課）は、既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善を図り、都市災害の防止に努める。</p> <p><b>3. 地区計画</b></p> <p>地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成または保全を図る制度であるため、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備えることができ、さらに一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることが期待できる。</p> <p>市（都市計画・公園課）は、地区レベルにおいて用途地域制度を補完し、快適な居住空間の保全・形成と防災性の向上を図るため、地区住民の総意を反映させた地区計画を推進する。</p>			<p><b>第1項 災害に強い市街地の整備</b></p> <p><b>1. 市街地再開発事業</b></p> <p>市（都市計画課）は、市街地再開発事業を推進し、建築物の耐震化、不燃化等を行うとともに、幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都市災害の防止に努める。</p> <p><b>2. 土地区画整理事業</b></p> <p>市（都市計画課）は、既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善を図り、都市災害の防止に努める。</p> <p><b>3. 地区計画</b></p> <p>地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成または保全を図る制度であるため、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備えることができ、さらに一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることが期待できる。</p> <p>市（都市計画課）は、地区レベルにおいて用途地域制度を補完し、快適な居住空間の保全・形成と防災性の向上を図るため、地区住民の総意を反映させた地区計画を推進する。</p>		

現 行	見直し案
<p><b>第2項 防災空間の確保</b></p> <p><b>1. 公園・緑地の整備</b></p> <p>公園・緑地は、地域住民の休息・散歩・遊技・運動等のレクリエーションの場として利用されているほか、災害時における避難場所や延焼を防止するオープンスペースとしての防災機能を有している。</p> <p>市（都市計画・公園課）は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備において適正な配置に努めるとともに、防災拠点として必要な機能を備えた公園・緑地の整備を推進する。</p> <p><b>第3項 流域治水の推進</b></p> <p><b>1. 排水対策基本計画に基づく対策</b></p> <p>3) オンサイト貯留施設</p> <p>市（農林水産課、土木建設課、土木管理課、<u>都市計画・公園課</u>、学務課）は、公園、学校の運動場などを現地貯留型の小規模施設(オンサイト貯留施設)として活用する検討や、活用が可能な場合はため池を一時的な貯留池として利用するなど、河川への雨水流出を抑制する対策を進める。</p> <p><b>第5項 海岸高潮対策</b></p> <p><b>1. 海岸高潮対策の推進</b></p> <p>1) 港湾区域内海岸高潮対策</p> <p>県は、<u>日本に襲来した最大の台風である伊勢湾台風級の高潮の被害を防止すべく、海岸堤防等の整備を行う。</u></p> <p>また、高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。</p> <p><b>第9項 建築物等の不燃化・耐震化</b></p> <p><b>1. 建築物の不燃化</b></p> <p>1) 防火地域、準防火地域の指定</p> <p>木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災により大きな被害が発生する恐れがある。</p> <p>市（都市計画・公園課）は、商業地域及び近隣商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。</p>	<p><b>第2項 防災空間の確保</b></p> <p><b>1. 公園・緑地の整備</b></p> <p>公園・緑地は、地域住民の休息・散歩・遊技・運動等のレクリエーションの場として利用されているほか、災害時における避難場所や延焼を防止するオープンスペースとしての防災機能を有している。</p> <p>市（<b>土木管理課、土木建設課</b>）は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備において適正な配置に努めるとともに、防災拠点として必要な機能を備えた公園・緑地の整備を推進する。</p> <p><b>第3項 流域治水の推進</b></p> <p><b>1. 排水対策基本計画に基づく対策</b></p> <p>3) オンサイト貯留施設</p> <p>市（農林水産課、土木建設課、土木管理課、学務課）は、公園、学校の運動場などを現地貯留型の小規模施設(オンサイト貯留施設)として活用する検討や、活用が可能な場合はため池を一時的な貯留池として利用するなど、河川への雨水流出を抑制する対策を進める。</p> <p><b>第5項 海岸高潮対策</b></p> <p><b>1. 海岸高潮対策の推進</b></p> <p>1) 港湾区域内海岸高潮対策</p> <p>県は、高潮被害を防止すべく、海岸堤防等の整備を行う。</p> <p>また、高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。</p> <p><b>第9項 建築物等の不燃化・耐震化</b></p> <p><b>1. 建築物の不燃化</b></p> <p>1) 防火地域、準防火地域の指定</p> <p>木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災により大きな被害が発生する恐れがある。</p> <p>市（<b>都市計画課</b>）は、商業地域及び近隣商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。</p>

現 行	見直し案
<p><b>第1節 市民が行う防災対策の促進</b></p> <p><b>第1項 市民が行う防災対策の促進</b></p> <p><b>2. 防災情報の取得</b></p> <p>市民は、大牟田市防災専用ホームページ防災リアルタイム情報（以下「防災リアルタイム情報」という）の活用や指定のメールアドレスに送信する地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」への登録、その他大牟田市のSNS等から発信される台風や大雨等の防災情報など、様々な手段で情報が取得できるよう努める。</p> <p><b>3. 家族での災害時の行動の確認</b></p> <p>市民は、災害時における行動の共通認識を図るため、平常時より家族内での話し合い等による確認を行って行くよう努める。</p> <p>ア) 家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルなど）や最終的な集合場所の確認</p> <p>イ) 避難場所・経路の事前確認</p> <p>ウ) 非常持出品、備蓄品の選定</p> <p>エ) 家族の安否確認・連絡方法（福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>オ) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出等）</p> <p><b>第2節 災害対策本部の機能強化と円滑な初動体制の確立</b></p> <p><b>第2項 円滑な初動体制の確立</b></p> <p><b>1. 参集時期及び参集基準の明確化</b></p> <p>市（防災危機管理室）は、災害の状況を踏まえ、参集すべき職員や時期の基準を明確にし、配備体制を強化する。</p> <p>特に風水害時は、事前の応急対応で人的な被害が軽減されるため、災害の段階に応じた配備体制を整備する。</p> <p>また職員は、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」や福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等に登録し、自主的な参集体制を構築する。</p>	<p><b>第1節 市民が行う防災対策の促進</b></p> <p><b>第1項 市民が行う防災対策の促進</b></p> <p><b>2. 防災情報の取得</b></p> <p>市民は、大牟田市防災専用ホームページ防災リアルタイム情報（以下「防災リアルタイム情報」という）の活用や指定のメールアドレスに送信する地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、<b>福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</b>への登録、その他大牟田市のSNS等から発信される台風や大雨等の防災情報など、様々な手段で情報が取得できるよう努める。</p> <p><b>3. 家族での災害時の行動の確認</b></p> <p>市民は、災害時における行動の共通認識を図るため、平常時より家族内での話し合い等による確認を行って行くよう努める。</p> <p>ア) 家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルなど）や最終的な集合場所の確認</p> <p>イ) 避難場所・経路の事前確認</p> <p>ウ) 非常持出品、備蓄品の選定</p> <p>エ) 家族の安否確認・連絡方法（<b>福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん</b>」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>オ) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出等）</p> <p><b>第2節 災害対策本部の機能強化と円滑な初動体制の確立</b></p> <p><b>第2項 円滑な初動体制の確立</b></p> <p><b>1. 参集時期及び参集基準の明確化</b></p> <p>市（防災危機管理室）は、災害の状況を踏まえ、参集すべき職員や時期の基準を明確にし、配備体制を強化する。</p> <p>特に風水害時は、事前の応急対応で人的な被害が軽減されるため、災害の段階に応じた配備体制を整備する。</p> <p>また職員は、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」や<b>福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</b>等に登録し、自主的な参集体制を構築する。</p>

現 行	見直し案
<p><b>第3節 情報管理体制の整備</b></p> <p><b>第1項 災害緊急情報の収集・管理</b></p> <p>6) 災害時優先電話</p> <p>市（各施設管理担当課）は、災害時の情報通信を確保するため、災害時において通話を優先的に取り扱う「災害時優先電話」（西日本電信電話株式会社）としての登録の拡充に努める。</p> <p><b>第2項 市民、関係機関等への伝達方法の多様化</b></p> <p><b>1. 多様な情報伝達手段の活用</b></p> <p>市（防災危機管理室、総務課、広報課、デジタル行政推進室）及び消防本部、消防団は、避難指示等の緊急情報や発災時の被害状況、応急対策の状況等について、市民等に対し、防災リアルタイム情報や市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、市ホームページ、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、エリアメール・緊急速報メール、広報車、インターネットFAX、SNS等を活用し、迅速かつ正確に伝えるとともに、テレビやラジオ等の報道機関に対し、情報提供を行う。</p> <p><b>第4節 避難所機能の強化</b></p> <p><b>第2項 避難所の開設・運営体制等の整備（新設）</b></p> <p><b>第5節 要配慮者の支援体制の確立</b></p> <p><b>第1項 支援体制の確立</b></p> <p><b>2. 避難支援の確立</b></p> <p>3) 情報伝達体制</p> <p>市（保健福祉部、地域コミュニティ推進課、防災危機管理室）は、避難指示等の緊急情報の伝達手段として、市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、市ホームページ、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、エリアメール・緊急速報メール、広報車の巡回、テレビやラジオ等の報道機関に対する発表などのほか、地域や福祉関係機関とのネットワークの形成を進める。</p> <p>また、聴覚や視覚に障害がある人に対しても、災害情報の伝達を円滑かつ効果的に行うため、FAX等の情報・意思疎通支援用具等の普及を進める。</p>	<p><b>第3節 情報管理体制の整備</b></p> <p><b>第1項 災害緊急情報の収集・管理</b></p> <p>6) 災害時優先電話</p> <p>市（各施設管理担当課）は、災害時の情報通信を確保するため、災害時において通話を優先的に取り扱う「災害時優先電話」（NTT 西日本株式会社）としての登録の拡充に努める。</p> <p><b>第2項 市民、関係機関等への伝達方法の多様化</b></p> <p><b>1. 多様な情報伝達手段の活用</b></p> <p>市（防災危機管理室、総務課、広報課、デジタル行政推進室）及び消防本部、消防団は、避難指示等の緊急情報や発災時の被害状況、応急対策の状況等について、市民等に対し、防災リアルタイム情報や市防災行政無線、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、市ホームページ、<b>福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん</b>」、エリアメール・緊急速報メール、広報車、インターネットFAX、SNS等を活用し、迅速かつ正確に伝えるとともに、テレビやラジオ等の報道機関に対し、情報提供を行う。</p> <p><b>第4節 避難所機能の強化</b></p> <p><b>第2項 避難所の開設・運営体制等の整備</b></p> <p><b>4. スフィア基準に基づいた避難所運営</b></p> <p>避難所運営に関するスフィア基準は、人道的な状況下での適切な居住への権利を具体的に示すものである。</p> <p>避難所運営は、スフィア基準に沿った運営を可能な限り目指していくが、基準を実現できない際は現場状況に応じて優先順位をつけ、被害を最小限に抑える緩和措置を取ることに努める。</p> <p><b>第5節 要配慮者の支援体制の確立</b></p> <p><b>第1項 支援体制の確立</b></p> <p><b>2. 避難支援の確立</b></p> <p>3) 情報伝達体制</p> <p>市（保健福祉部、地域コミュニティ推進課、防災危機管理室）は、避難指示等の緊急情報の伝達手段として、市防災行政無線、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、市ホームページ、<b>福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん</b>」、エリアメール・緊急速報メール、広報車の巡回、テレビやラジオ等の報道機関に対する発表などのほか、地域や福祉関係機関とのネットワークの形成を進める。</p> <p>また、聴覚や視覚に障害がある人に対しても、災害情報の伝達を円滑かつ効果的に行うため、FAX等の情報・意思疎通支援用具等の普及を進める。</p>

現 行			見直し案		
第10節 災害ボランティアとの連携体制の構築			第10節 災害ボランティアとの連携体制の構築		
	項 目	主な担当		項 目	主な担当
第1項 災害ボランティアの活動環境等の整備	1. 災害ボランティア意識の啓発	防災危機管理室、地域コミュニティ推進課、福祉課	第1項 災害ボランティアの活動環境等の整備	1. 災害ボランティア意識の啓発	防災危機管理室、地域コミュニティ推進課、福祉課
	2. 災害ボランティアセンター運営体制の整備			2. 災害ボランティアセンター運営体制の整備	
				3. 被災者援護協力団体の把握	
<p>第1項 災害ボランティアの活動環境等の整備 (新設)</p>			<p>第1項 災害ボランティアの活動環境等の整備 <b>3. 被災者援護協力団体の把握</b> 市(防災危機管理室、地域コミュニティ推進課、福祉課)は内閣府のデータベースに登録された被災者援護協力団体について、事前の把握に努める。</p>		
<p>第11節 応急対策のための環境整備</p> <p>第1項 救助・医療体制の整備</p> <p>2. 医療体制の整備</p> <p>1) 医療救護活動要領の習熟</p> <p>市(保健衛生課、健康づくり課)は、「福岡県災害時医療救護マニュアル(平成19年3月策定)」に示す活動方法・内容について習熟しておく。</p> <p>2) 緊急時の連携強化</p> <p>市(保健衛生課)は、県保健福祉環境事務所と連携の下、市内の主要な病院、医師会、助産師会、歯科医師会、薬剤師会等と、災害時の医療救護体制や医療救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について、あらかじめ定めておく。</p> <p>また、災害時には、県保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られることから、必要な事項について県保健福祉環境事務所と調整を図る。</p>			<p>第11節 応急対策のための環境整備</p> <p>第1項 救助・医療体制の整備</p> <p>2. 医療体制の整備</p> <p>1) 医療救護活動要領の習熟</p> <p>市(保健衛生課、健康づくり課)は、「福岡県災害時医療救護マニュアル(令和7年3月策定)」に示す活動方法・内容について習熟しておく。</p> <p>2) 緊急時の連携強化</p> <p>市(保健衛生課)は、県保健福祉環境事務所と連携の下、市内の主要な病院、医師会、助産師会、歯科医師会、薬剤師会等と、災害時の医療救護体制や医療救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について、あらかじめ定めておく。</p> <p>また、災害時には、県保健福祉環境事務所が<b>保健医療福祉調整地方本部</b>として機能し、応急医療のネットワーク化が図られることから、必要な事項について県保健福祉環境事務所と調整を図る。</p>		

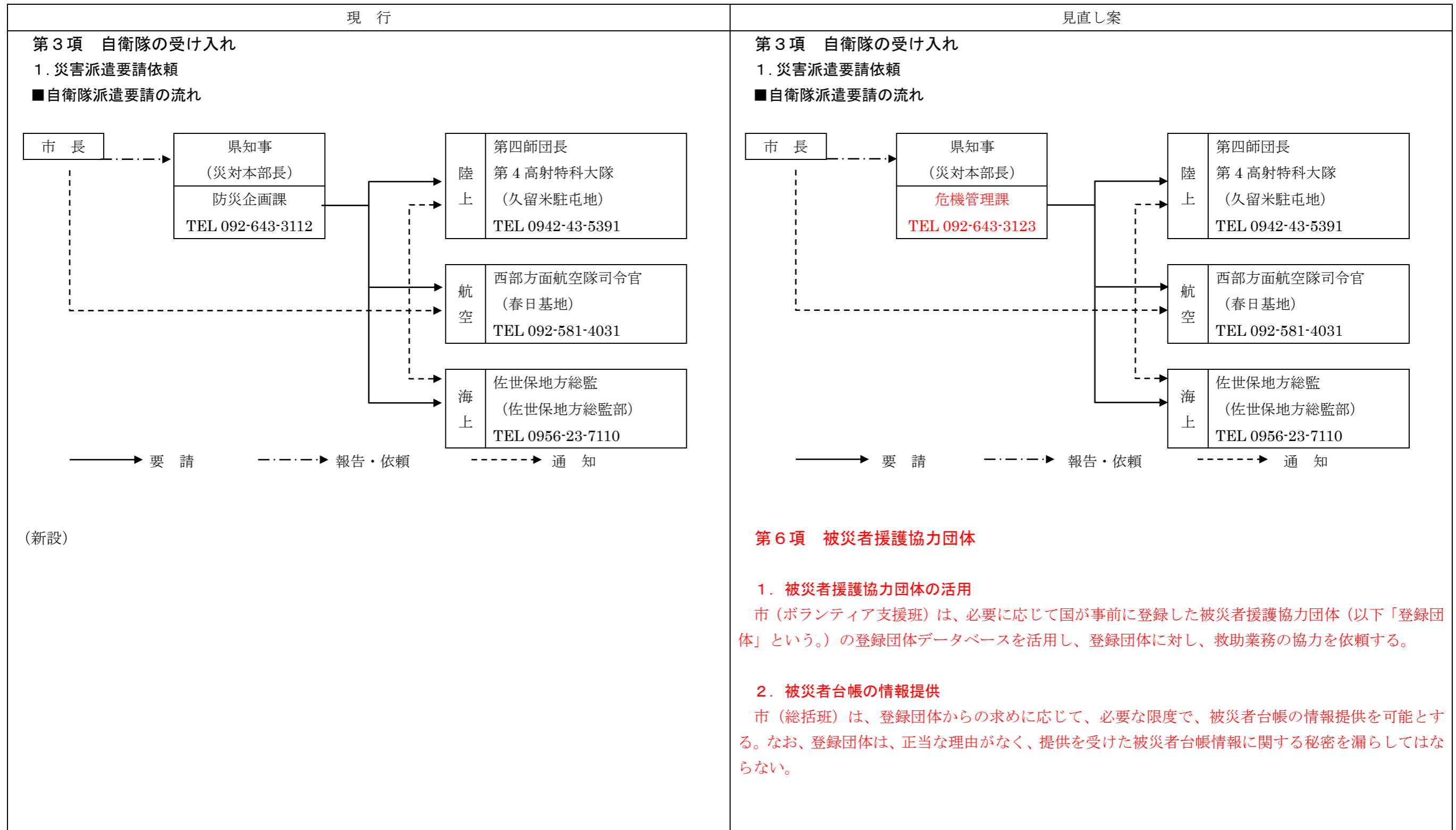
現 行	見直し案																												
<p><b>第1節 組織体系</b>  <b>第1項 組織体系</b>                      1. 組織体系の設置・配備基準</p> <p>■情報収集体制</p> <table border="1"> <tr> <td>設置基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に大雨、洪水注意報が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。</li> <li>○ 大雨警報等が発表されていないときで、災害対策本部が設置される時</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設置等の決定</td> <td>○ 防災危機管理室長が判断し、決定する。</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>○ 防災危機管理室</td> </tr> <tr> <td>責任者</td> <td>○ 防災危機管理室長</td> </tr> <tr> <td>職員の配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災危機管理室において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。</li> <li>・配 備：防災危機管理室 職員</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td>○ 気象情報等の収集、警戒</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>○ 対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき</td> </tr> </table>	設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に大雨、洪水注意報が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。</li> <li>○ 大雨警報等が発表されていないときで、災害対策本部が設置される時</li> </ul>	設置等の決定	○ 防災危機管理室長が判断し、決定する。	設置場所	○ 防災危機管理室	責任者	○ 防災危機管理室長	職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災危機管理室において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。</li> <li>・配 備：防災危機管理室 職員</li> </ul>	主な活動内容	○ 気象情報等の収集、警戒	廃止基準	○ 対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき	<p><b>第1節 組織体系</b>  <b>第1項 組織体系</b>                      1. 組織体系の設置・配備基準</p> <p>■情報収集体制</p> <table border="1"> <tr> <td>設置基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に<b>レベル2大雨注意報</b>や<b>レベル2土砂災害注意報</b>が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設置等の決定</td> <td>○ 防災危機管理室長が判断し、決定する。</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>○ 防災危機管理室</td> </tr> <tr> <td>責任者</td> <td>○ 防災危機管理室長</td> </tr> <tr> <td>職員の配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災危機管理室において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。</li> <li>・配 備：防災危機管理室 職員</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td>○ 気象情報等の収集、警戒</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>○ 対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき</td> </tr> </table>	設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に<b>レベル2大雨注意報</b>や<b>レベル2土砂災害注意報</b>が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。</li> </ul>	設置等の決定	○ 防災危機管理室長が判断し、決定する。	設置場所	○ 防災危機管理室	責任者	○ 防災危機管理室長	職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災危機管理室において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。</li> <li>・配 備：防災危機管理室 職員</li> </ul>	主な活動内容	○ 気象情報等の収集、警戒	廃止基準	○ 対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に大雨、洪水注意報が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。</li> <li>○ 大雨警報等が発表されていないときで、災害対策本部が設置される時</li> </ul>																												
設置等の決定	○ 防災危機管理室長が判断し、決定する。																												
設置場所	○ 防災危機管理室																												
責任者	○ 防災危機管理室長																												
職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災危機管理室において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。</li> <li>・配 備：防災危機管理室 職員</li> </ul>																												
主な活動内容	○ 気象情報等の収集、警戒																												
廃止基準	○ 対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき																												
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に<b>レベル2大雨注意報</b>や<b>レベル2土砂災害注意報</b>が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。</li> </ul>																												
設置等の決定	○ 防災危機管理室長が判断し、決定する。																												
設置場所	○ 防災危機管理室																												
責任者	○ 防災危機管理室長																												
職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災危機管理室において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。</li> <li>・配 備：防災危機管理室 職員</li> </ul>																												
主な活動内容	○ 気象情報等の収集、警戒																												
廃止基準	○ 対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき																												

現 行		見直し案																																											
<p>■災害警戒本部（水防本部）</p> <table border="1"> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に大雨・洪水警報又は台風接近に伴う高潮注意報等が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設置等の決定</td> <td colspan="2">○ 市長が判断し、決定する。</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">○ 防災危機管理室</td> </tr> <tr> <td>責任者</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（本部長）</li> <li>○ 権限委任（代行順位）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位：副市長（副本部長）</li> <li>・第2順位：防災危機管理監</li> <li>・第3順位：企画総務部長</li> </ul> </li> <li>※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>職員の配備</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の災害対策本部設置に備えて、災害対策本部に準じて部を置く。</li> <li>○ 水防計画及び職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の収集・伝達</li> <li>○ 被害情報の収集・集約</li> <li>○ 市民からの通報対応</li> <li>○ 市民への災害広報</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川等の警戒監視</li> <li>○ 災害への応急対応</li> <li>○ 国・県・関係機関との連絡調整</li> <li>○ 災害対応の記録・保存</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td colspan="2">○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。</td> </tr> </table>		設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に大雨・洪水警報又は台風接近に伴う高潮注意報等が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。</li> </ul>		設置等の決定	○ 市長が判断し、決定する。		設置場所	○ 防災危機管理室		責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（本部長）</li> <li>○ 権限委任（代行順位）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位：副市長（副本部長）</li> <li>・第2順位：防災危機管理監</li> <li>・第3順位：企画総務部長</li> </ul> </li> <li>※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。</li> </ul>		職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の災害対策本部設置に備えて、災害対策本部に準じて部を置く。</li> <li>○ 水防計画及び職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。</li> </ul>		主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の収集・伝達</li> <li>○ 被害情報の収集・集約</li> <li>○ 市民からの通報対応</li> <li>○ 市民への災害広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川等の警戒監視</li> <li>○ 災害への応急対応</li> <li>○ 国・県・関係機関との連絡調整</li> <li>○ 災害対応の記録・保存</li> </ul>	廃止基準	○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。		<p>■災害警戒本部（水防本部）</p> <table border="1"> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に<b>レベル3大雨警報</b>や<b>レベル3土砂災害警報</b>が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設置等の決定</td> <td colspan="2">○ 市長が判断し、決定する。</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">○ 防災危機管理室</td> </tr> <tr> <td>責任者</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（本部長）</li> <li>○ 権限委任（代行順位）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位：副市長（副本部長）</li> <li>・第2順位：防災危機管理監</li> <li>・第3順位：企画総務部長</li> </ul> </li> <li>※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>職員の配備</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の災害対策本部設置に備えて、災害対策本部に準じて部を置く。</li> <li>○ 水防計画及び職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の収集・伝達</li> <li>○ 被害情報の収集・集約</li> <li>○ 市民からの通報対応</li> <li>○ 市民への災害広報</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川等の警戒監視</li> <li>○ 災害への応急対応</li> <li>○ 国・県・関係機関との連絡調整</li> <li>○ 災害対応の記録・保存</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td colspan="2">○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。</td> </tr> </table>		設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に<b>レベル3大雨警報</b>や<b>レベル3土砂災害警報</b>が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。</li> </ul>		設置等の決定	○ 市長が判断し、決定する。		設置場所	○ 防災危機管理室		責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（本部長）</li> <li>○ 権限委任（代行順位）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位：副市長（副本部長）</li> <li>・第2順位：防災危機管理監</li> <li>・第3順位：企画総務部長</li> </ul> </li> <li>※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。</li> </ul>		職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の災害対策本部設置に備えて、災害対策本部に準じて部を置く。</li> <li>○ 水防計画及び職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。</li> </ul>		主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の収集・伝達</li> <li>○ 被害情報の収集・集約</li> <li>○ 市民からの通報対応</li> <li>○ 市民への災害広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川等の警戒監視</li> <li>○ 災害への応急対応</li> <li>○ 国・県・関係機関との連絡調整</li> <li>○ 災害対応の記録・保存</li> </ul>	廃止基準	○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に大雨・洪水警報又は台風接近に伴う高潮注意報等が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。</li> </ul>																																												
設置等の決定	○ 市長が判断し、決定する。																																												
設置場所	○ 防災危機管理室																																												
責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（本部長）</li> <li>○ 権限委任（代行順位）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位：副市長（副本部長）</li> <li>・第2順位：防災危機管理監</li> <li>・第3順位：企画総務部長</li> </ul> </li> <li>※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。</li> </ul>																																												
職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の災害対策本部設置に備えて、災害対策本部に準じて部を置く。</li> <li>○ 水防計画及び職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。</li> </ul>																																												
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の収集・伝達</li> <li>○ 被害情報の収集・集約</li> <li>○ 市民からの通報対応</li> <li>○ 市民への災害広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川等の警戒監視</li> <li>○ 災害への応急対応</li> <li>○ 国・県・関係機関との連絡調整</li> <li>○ 災害対応の記録・保存</li> </ul>																																											
廃止基準	○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。																																												
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に<b>レベル3大雨警報</b>や<b>レベル3土砂災害警報</b>が発表されたとき。</li> <li>○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。</li> </ul>																																												
設置等の決定	○ 市長が判断し、決定する。																																												
設置場所	○ 防災危機管理室																																												
責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（本部長）</li> <li>○ 権限委任（代行順位）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位：副市長（副本部長）</li> <li>・第2順位：防災危機管理監</li> <li>・第3順位：企画総務部長</li> </ul> </li> <li>※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。</li> </ul>																																												
職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の災害対策本部設置に備えて、災害対策本部に準じて部を置く。</li> <li>○ 水防計画及び職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。</li> </ul>																																												
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報等の収集・伝達</li> <li>○ 被害情報の収集・集約</li> <li>○ 市民からの通報対応</li> <li>○ 市民への災害広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川等の警戒監視</li> <li>○ 災害への応急対応</li> <li>○ 国・県・関係機関との連絡調整</li> <li>○ 災害対応の記録・保存</li> </ul>																																											
廃止基準	○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。																																												

現 行		見直し案													
<b>■災害対策本部</b>		<b>■災害対策本部</b>													
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に高潮警報が発表されたとき。</li> <li>○ 市内に、土砂災害、洪水又は高潮等により被害が発生した場合又は発生が予測される場合で、避難所の設置が必要とされるとき。</li> <li>○ その他、大規模な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、総合的な対策が必要なとき。</li> </ul>	設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大牟田市に<b>レベル3高潮警報</b>が発表されたとき。</li> <li>○ 市内に、土砂災害、洪水又は高潮等により被害が発生した場合又は発生が予測される場合で、避難所の設置が必要とされるとき。</li> <li>○ その他、大規模な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、総合的な対策が必要なとき。</li> </ul>												
設置等の決定	○ 市長が判断し、決定する。	設置等の決定	○ 市長が判断し、決定する。												
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統括部総括班は、市長の指示により災害対策本部を設置する。設置場所は、職員初動マニュアルに定める配備基準によって次の場所に設置する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">風水害の第3・4配備</td> <td>防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室</td> </tr> <tr> <td>地震・津波の第4配備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台風接近に伴う自主避難所開設時</td> <td>防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室</td> </tr> </table> </li> <li>○ 災害の状況により、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。また、市庁舎が被災により使用不可能な場合には、次に掲げる市の施設等の使用可能性を管財班と協力して調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替施設：消防庁舎</li> </ul> </li> </ul>	風水害の第3・4配備	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室	地震・津波の第4配備		台風接近に伴う自主避難所開設時	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統括部総括班は、市長の指示により災害対策本部を設置する。設置場所は、職員初動マニュアルに定める配備基準によって次の場所に設置する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">風水害の第3・4配備</td> <td>防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室</td> </tr> <tr> <td>地震・津波の第4配備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台風接近に伴う自主避難所開設時</td> <td>防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室</td> </tr> </table> </li> <li>○ 災害の状況により、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。また、市庁舎が被災により使用不可能な場合には、次に掲げる市の施設等の使用可能性を管財班と協力して調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替施設：消防庁舎</li> </ul> </li> </ul>	風水害の第3・4配備	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室	地震・津波の第4配備		台風接近に伴う自主避難所開設時	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室
風水害の第3・4配備	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室														
地震・津波の第4配備															
台風接近に伴う自主避難所開設時	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室														
風水害の第3・4配備	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室														
地震・津波の第4配備															
台風接近に伴う自主避難所開設時	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室														
責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（本部長）</li> <li>○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位：副市長（副本部長）</li> <li>・第2順位：防災危機管理監</li> <li>・第3順位：企画総務部長</li> </ul> </li> <li>※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。</li> </ul> </li> </ul>	責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長（本部長）</li> <li>○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位：副市長（副本部長）</li> <li>・第2順位：防災危機管理監</li> <li>・第3順位：企画総務部長</li> </ul> </li> <li>※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。</li> </ul> </li> </ul>												
職員の配備	○ 職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。	職員の配備	○ 職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。												
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害警戒本部の業務に加え、以下の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導</li> <li>・被災者の救援</li> <li>・災害復旧</li> </ul> </li> </ul>	主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害警戒本部の業務に加え、以下の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導</li> <li>・被災者の救援</li> <li>・災害復旧</li> </ul> </li> </ul>												
廃止基準	○ 災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。	廃止基準	○ 災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。												

現 行										見直し案																										
2. 災害対策本部の構成										2. 災害対策本部の構成																										
■組織構成及び事務分掌										■組織構成及び事務分掌																										
部	部長	副部長	班(応援班)	班長	所属課(応援課)	事務分掌	時期				部	部長	副部長	班(応援班)	班長	所属課(応援課)	事務分掌	時期																		
							予防	初動	応急	復旧								予防	初動	応急	復旧															
市民部	市民部長	市民部副部長	調査班	税務課長	税務課 納税課 保険年金課	市税の納付相談、減免に係る申請・調査			○	○	市民部	市民部長	市民部副部長	調査班	税務課長	税務課 納税課 保険年金課	市税の納付相談、減免に係る申請・調査			○	○															
						一般被災住宅等の被害調査(都市整備部との連携)				○							○	一般被災住宅等の被害調査(都市整備部との連携)			○	○														
						避難所における食糧・物資の供給等、被災者への支援(生涯学習班への応援)			○	○							避難所における食糧・物資の供給等、被災者への支援(生涯学習班への応援)			○	○															
都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長	都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○	都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長	都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○															
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○							統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○															
						被害状況の集約		○	○								被害状況の集約		○	○																
						水防業務の庶務		○	○								水防業務の庶務		○	○																
						水防資機材の管理及び調達	○	○	○								水防資機材の管理及び調達	○	○	○																
			都市計画・公園班	都市計画・公園課長	都市計画・公園課	公園の被害調査及び応急措置		○	○					都市計画課 土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 流域治水推進室	道路・橋梁・公園の被害調査及び応急措置		○	○		都市計画課 土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 流域治水推進室	道路・橋梁・公園の被害調査及び応急措置		○	○												
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○						河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○	○			河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○	○												
						上記の事務分掌の災害予防	○								その他所管施設の被害調査及び応急措置		○	○			その他所管施設の被害調査及び応急措置		○	○												
						道路・橋梁の被害調査及び応急措置		○	○						樋閘の操作管理		○	○			樋閘の操作管理		○	○												
						河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○	○						交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○	○			交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○	○												
			土木班	土木管理課長	土木管理課	道路・橋梁の被害調査及び応急措置		○	○					都市整備部副部長	土木班	土木管理課長	都市計画課 土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 流域治水推進室	河川水位及び潮位の観測		○		土木班	土木管理課長	都市計画課 土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 流域治水推進室	河川水位及び潮位の観測		○									
						土砂災害の情報収集		○										土砂災害の情報収集		○						土砂災害の情報収集		○								
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○									災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○					災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○							
						上記の事務分掌の災害予防	○											上記の事務分掌の災害予防	○							上記の事務分掌の災害予防	○									
						市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○									住宅班	建築住宅課長	建築住宅課	市営住宅の被害調査及び応急措置					○	○		住宅班	建築住宅課長	建築住宅課	市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○	
						応急仮設住宅の設置及び管理			○	○											応急仮設住宅の設置及び管理						○	○				応急仮設住宅の設置及び管理			○	○
						被災建築物応急危険度判定			○	○											被災建築物応急危険度判定						○	○				被災建築物応急危険度判定			○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○														上記の事務分掌の災害予防				○							上記の事務分掌の災害予防	○			
						被災建築物応急危険度判定			○	○											被災建築物応急危険度判定						○	○				被災建築物応急危険度判定			○	○

現 行					見直し案						
<b>第3節 支援受入体制の確立</b>					<b>第3節 支援受入体制の確立</b>						
	項 目	初動	応急	復旧	実施担当		項 目	初動	応急	復旧	実施担当
	第1項 災害時受援計画に定める応援要請	●	●	●	総括班、調整班		第1項 災害時受援計画に定める応援要請	●	●	●	総括班、調整班
	第2項 県に対する応援要請	●			総括班		第2項 県に対する応援要請	●			総括班
	第3項 自衛隊の受け入れ	1. 災害派遣要請依頼	●		総括班、調整班		第3項 自衛隊の受け入れ	1. 災害派遣要請依頼	●		総括班、調整班
		2. 自主派遣	●					2. 自主派遣	●		
		3. 自衛隊の受け入れ	●					3. 自衛隊の受け入れ	●		
		4. 撤収要請依頼	●					4. 撤収要請依頼	●		
	第4項 広域応援の受け入れ	1. 協定に基づく応援派遣要請	●		総括班、調整班、人事班 関係各班 消防第1・2部		第4項 広域応援の受け入れ	1. 協定に基づく応援派遣要請	●		総括班、調整班、人事班 関係各班 消防第1・2部
		2. 他市町に対する応援要請	●					2. 他市町に対する応援要請	●		
		3. 指定地方行政機関等への要請	●					3. 指定地方行政機関等への要請	●		
		4. 消防応援の要請	●					4. 消防応援の要請	●		
		5. 民間団体等への協力要請	●					5. 民間団体等への協力要請	●		
		6. 広域応援の受け入れ・活動支援	●					6. 広域応援の受け入れ・活動支援	●		
		7. 広域応援の撤収要請	●					7. 広域応援の撤収要請	●		
	第5項 災害ボランティアセンター	1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	●		ボランティア支援班 大牟田市社会福祉協議会		第5項 災害ボランティアセンター	1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	●		ボランティア支援班 大牟田市社会福祉協議会
		2. 災害ボランティアセンターの活動内容	●	●				2. 災害ボランティアセンターの活動内容	●	●	
		3. 災害ボランティアセンターへの運営支援	●	●				3. 災害ボランティアセンターへの運営支援	●	●	
		4. 災害ボランティアセンターの閉鎖				●		4. 災害ボランティアセンターの閉鎖			
	第6項 被災者援護協力団体	1. 被災者援護協力団体の活用	●	●	ボランティア支援班 総括班		第6項 被災者援護協力団体	1. 被災者援護協力団体の活用	●	●	ボランティア支援班 総括班
		2. 被災者台帳の提供	●	●		●		2. 被災者台帳の提供	●	●	



現 行				
第1節 気象情報や被害情報等の収集・伝達				
項 目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 気象庁、 県、市からの気 象情報等の発 表	1. 気象情報等の発表	●		関係機関
	2. 火災気象通報等の発表	●		
	3. 水防警報の発表	●		
第4項 被害情報 の収集・調査・ 報告	1. 初期情報の収集・報告	●		総括班、都市計画・公園班、 土木班、住宅班
	2. 被害調査	●	●	
	3. 被害報告	●	●	

第1項 気象庁、県、市からの気象情報等の発表

1. 気象情報等の発表

1) 気象情報等の発表

■特別警報・警報・注意報の気象情報

種 類	定 義	内 容
特別警報	本市において、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して特別な警戒を喚起するために発表する。	気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪の特別警報がある。
警 報	本市において重大な災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。
注意報	本市において災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	気象（風雪・強風・大雨・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜・なだれ・低温・着雪・着氷）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。
気象情報	福岡管区気象台が、気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するもの。	九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」、「土砂災害警戒情報」及び「竜巻注意情報」がある。

見直し案				
第1節 気象情報や被害情報等の収集・伝達				
項 目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 気象庁、 県、市からの気 象情報等の発 表	1. 気象情報等の発表	●		関係機関
	2. 火災気象通報等の発表	●		
	3. 水防警報の発表	●		
第4項 被害情報 の収集・調査・ 報告	1. 初期情報の収集・報告	●		総括班、土木班、住宅班
	2. 被害調査	●	●	
	3. 被害報告	●	●	

第1項 気象庁、県、市からの気象情報等の発表

1. 気象情報等の発表

1) 気象情報等の発表

■特別警報・警報・注意報の気象情報

種 類	定 義	内 容
特別警報	本市において、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して特別な警戒を喚起するために発表する。	気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪の特別警報がある。
警 報	本市において重大な災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。
注意報	本市において災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	気象（風雪・強風・大雨・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜・なだれ・低温・着雪・着氷）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。
気象情報	福岡管区気象台が、気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するもの。	九州北部地方気象解説情報及び福岡県気象解説情報並びに気象防災速報（記録的短時間大雨・線状降水帯・線状降水帯直前予測・竜巻注意/竜巻目撃）がある。

現 行	見直し案
<p><b>2. 火災気象通報等の発表</b></p> <p>2) 火災警報</p> <p>市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。 なお、火災警報を発令した場合は、消防第1・2部に連絡する。</p> <p>&lt;火災警報の基準1)&gt;</p> <p>ア) 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき イ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき</p> <p>1) 「消防法等及び大牟田市火災予防条例の施行に関する規則（昭和38年規則第27号）」を参照</p>	<p><b>2. 火災気象通報等の発表</b></p> <p>2) 林野火災注意報</p> <p>市長は、次の場合、大牟田市火災予防条例第29条の8に基づく林野火災注意報を発令することができる。 なお、林野火災注意報を発令した場合は、消防第1・2部に連絡する。</p> <p>&lt;林野火災注意報の基準1)&gt;</p> <p>ア) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下又は乾燥注意報が発表されたとき。</p> <p>3) 火災警報・林野火災警報</p> <p>市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。なお、火災警報及び林野火災警報を発令した場合は、消防第1・2部に連絡する。</p> <p>&lt;火災警報の基準1)&gt;</p> <p>ア) 県知事から火災気象通報を受けたとき イ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき</p> <p>&lt;林野火災警報の基準1)&gt;</p> <p>次のア、イの全てに該当する気象状況において必要と認めたとき</p> <p>ア) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下又は乾燥注意報が発表されたとき イ) 強風注意報が発表されたとき</p> <p>1) 「消防法等及び大牟田市火災予防条例の施行に関する規則（昭和38年規則第27号）」を参照</p>

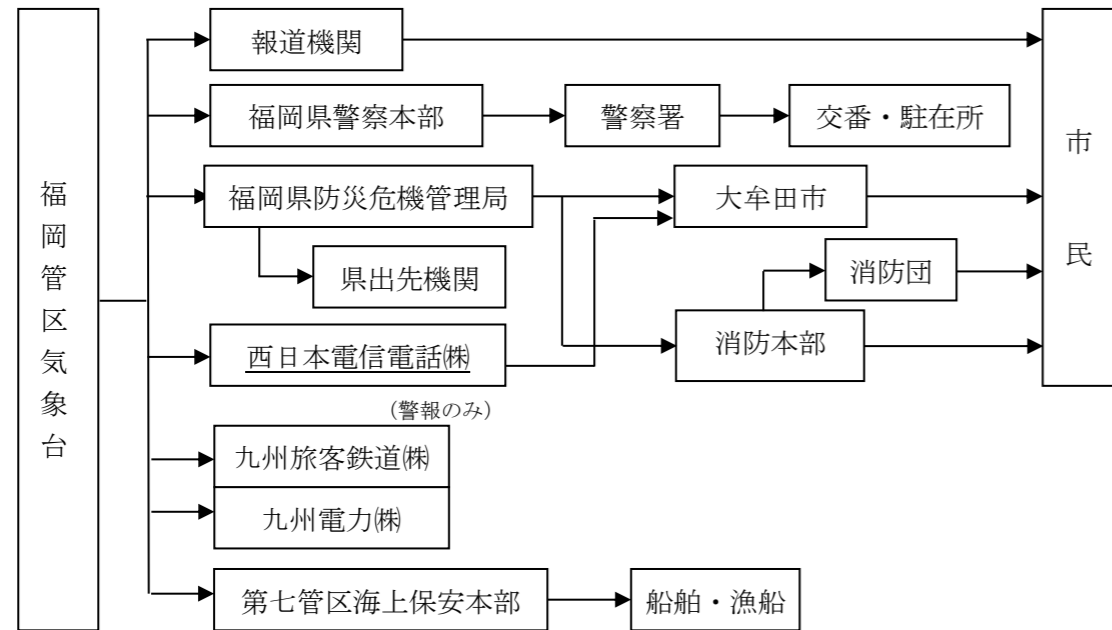
現 行

第2項 気象情報等の伝達

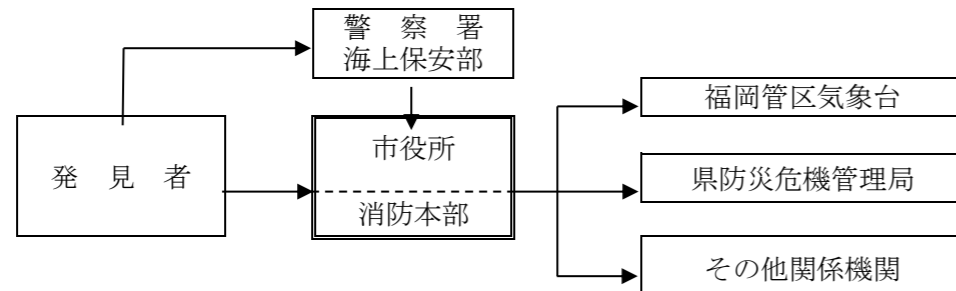
1. 気象情報等の伝達

1) 気象予報・警報等の伝達

■気象予報・警報等の伝達系統



2. 異常気象発見時の通報(災害対策基本法第54条関連)



通報先機関名	電話番号	備 考
福岡管区气象台	(092)725-3600	気象等に関する事項
福岡県防災危機管理局	(092)643-3112 (092)641-4734	防災企画課 夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092)641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	(093)321-2931	
三池海上保安部	(0944)53-0521	
南筑後県土整備事務所	(0944)41-5112	

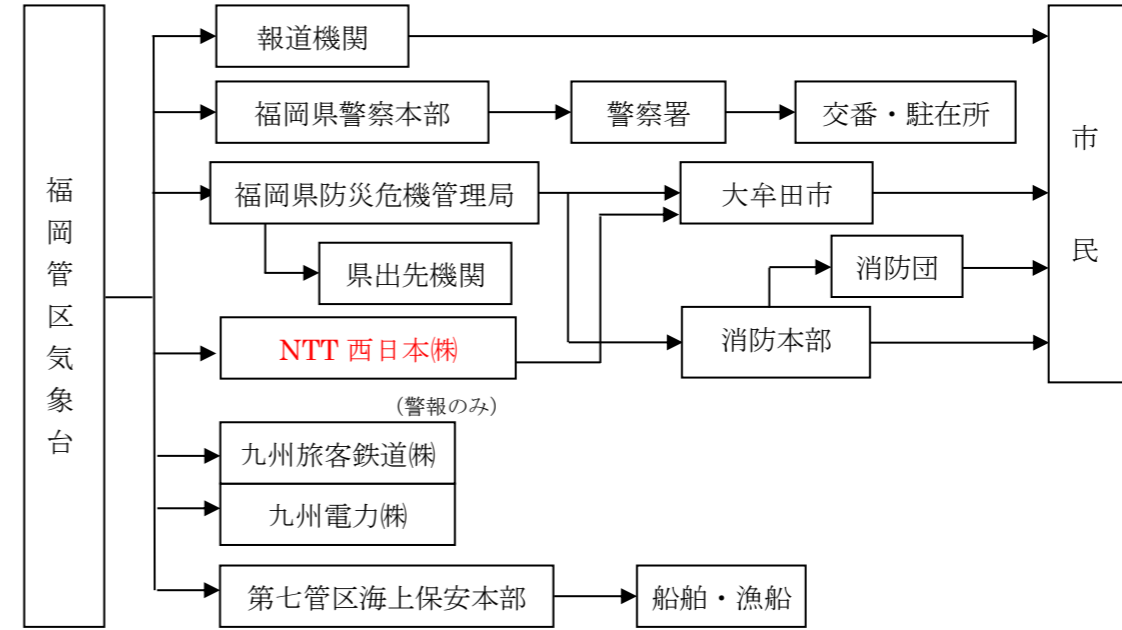
見直し案

第2項 気象情報等の伝達

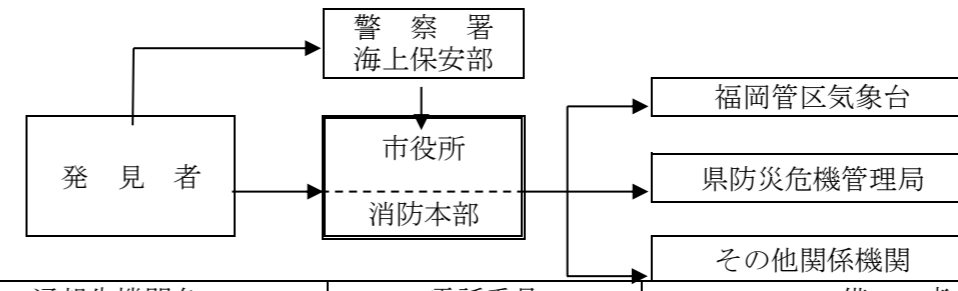
1. 気象情報等の伝達

1) 気象予報・警報等の伝達

■気象予報・警報等の伝達系統



2. 異常気象発見時の通報(災害対策基本法第54条関連)



通報先機関名	電話番号	備 考
福岡管区气象台	(092)725-3600	気象等に関する事項
福岡県防災危機管理局	(092)643-3017 (092)641-4734	危機管理課 夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092)641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	(093)321-2931	
三池海上保安部	(0944)53-0521	
南筑後県土整備事務所	(0944)41-5112	

現 行	見直し案
<p><b>第3項 通信体制の確保</b></p> <p><b>1. 災害時の通信</b></p> <p>災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通の恐れが少ない防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）を活用することが有効である。また、電話やFAX等、多様な伝達方法により、円滑かつ速やかな情報提供を実施する。</p> <p>無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置をとる。</p>	<p><b>第3項 通信体制の確保</b></p> <p><b>1. 災害時の通信</b></p> <p>災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通の恐れが少ない防災行政無線を活用することが有効である。また、電話やFAX等、多様な伝達方法により、円滑かつ速やかな情報提供を実施する。</p> <p>無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置をとる。</p>

現 行	見直し案
<p><b>第2節 災害広報・広聴</b>  <b>第1項 災害広報活動</b>                  2) 応急活動時の広報                  市（総括班、広報班、報道班）は、応急活動時には、防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）、テレビ、ラジオ、広報紙、ソーシャルメディア等にて広報する。また、各班からの広報依頼により広報すべき内容等を集約し、報道機関への要請及び広報紙等の作成を行う。</p> <p>■災害時広報伝達経路</p>	<p><b>第2節 災害広報・広聴</b>  <b>第1項 災害広報活動</b>                  2) 応急活動時の広報                  市（総括班、広報班、報道班）は、応急活動時には、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報紙、ソーシャルメディア等にて広報する。また、各班からの広報依頼により広報すべき内容等を集約し、報道機関への要請及び広報紙等の作成を行う。</p> <p>■災害時広報伝達経路</p>

現 行		見直し案									
<p>■広報の手段、内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線 (屋外拡声器・戸別受信機)</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ dボタン広報誌</li> <li>○ 県防災メール</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;災害発生直前&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> </li> <li>&lt;災害発生直後&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> </li> <li>&lt;応急対策活動時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		手 段	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線 (屋外拡声器・戸別受信機)</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ dボタン広報誌</li> <li>○ 県防災メール</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;災害発生直前&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> </li> <li>&lt;災害発生直後&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> </li> <li>&lt;応急対策活動時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> </li> </ul>	<p>■広報の手段、内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ 県防災アプリ</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;災害発生直前&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> </li> <li>&lt;災害発生直後&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> </li> <li>&lt;応急対策活動時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		手 段	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ 県防災アプリ</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;災害発生直前&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> </li> <li>&lt;災害発生直後&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> </li> <li>&lt;応急対策活動時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> </li> </ul>
手 段	内 容										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線 (屋外拡声器・戸別受信機)</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ dボタン広報誌</li> <li>○ 県防災メール</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;災害発生直前&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> </li> <li>&lt;災害発生直後&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> </li> <li>&lt;応急対策活動時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> </li> </ul>										
手 段	内 容										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ 県防災アプリ</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;災害発生直前&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> </li> <li>&lt;災害発生直後&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> </li> <li>&lt;応急対策活動時&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> </li> </ul>										

現 行				見直し案						
<b>第1節 発令基準に基づく避難指示等の発令</b> <b>第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令</b> <b>3. 避難指示等判断基準</b> 1) 河川氾濫（水位情報周知河川：堂面川、諏訪川）				<b>第1節 発令基準に基づく避難指示等の発令</b> <b>第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令</b> <b>3. 避難指示等判断基準</b> 1) 河川氾濫（水位情報周知河川：堂面川、諏訪川）						
水位観測所	堂面川：畔切橋 新堂面橋 諏訪川：臼井橋 新船津橋	雨量観測所	歴木 歴木中学校（福岡県） ----- 笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁 アメダス）	水位観測所	氾濫注意水位 (レベル2)	避難判断水位 (レベル3)	はん濫危険水位 (レベル4)	堤防高 (レベル5)	雨量観測所 (設置者)	
高齢者等避難警戒レベル3	①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ①洪水警報が発表され、避難判断水位【畔切橋 2.18m/臼井橋 3.06m】に到達し、かつ、引き続き水位が上昇してはん濫危険水位【畔切橋 2.36m/臼井橋 3.20m】に達すると見込まれる場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤) が出現し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれる場合 ③堤防の漏水が発見された場合 ④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、かつ、多量の降雨が予想される場合			堂面川	畔切橋	1.97m	2.18m	2.36m	2.69m	御木中学校 (福岡県)
					新堂面橋	—	—	—	—	
				諏訪川	臼井橋	2.20m	3.06m	3.20m	3.34m	笹原町3丁目 天の原小学校 (気象庁アメダス)
					新船津橋	—	—	—	—	
				警戒レベル3 高齢者等避難	<b>1. 確認情報・計測情報</b> (1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。 [氾濫危険水位等の設定観測所] (1) 避難判断水位(レベル3水位)に到達し、引き続き水位が上昇して氾濫危険水位(レベル4水位)に達すると見込まれる場合 (2) 氾濫注意水位(レベル2水位)に到達しているが、避難判断水位(レベル3水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫の恐れが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令) ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 [氾濫危険水位等の設定がされていない観測所] (3) 堤防高まで1.0mに到達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合(ただし、感潮地区では、干潮に向かっている時間帯にかかるときは水位が急激に下がることも留意し判断する) (4) 堤防高まで1.0mよりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令) ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況  <b>2. 推定・予測情報</b> (1)～(2)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。 [二河川共通] (1) レベル3大雨警報が発表され、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態になり、大雨キキクルで「警戒(赤)」が出現し、引き続き水位上昇が見込まれる場合 [諏訪川] (2) 諏訪川の臼井橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態で、上流の関川に設置してある水位観測所の水位の状況から、臼井橋水位観測所の急激な水位上昇の恐れがある場合					

現 行		見直し案	
<p>避難指示 警戒レベル4</p>	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫危険水位【畔切橋 2.36m／臼井橋 3.20m】に到達し、かつ、引き続き水位が上昇して堤防高【畔切橋 2.69m／臼井橋 3.34m】を超えると見込まれる場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された場合</p> <hr/> <p>①～③のいずれか1つに該当する場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、堤防高【畔切橋 2.69m／臼井橋 3.34m】に到達する恐れが高い場合</p> <p>②周辺で床上浸水が発生した場合</p> <p>③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合</p>	<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>1. 確認情報・計測情報</p> <p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>〔汎濫危険水位等の設定観測所〕</p> <p>(1) 汎濫危険水位(レベル4水位)に到達し、引き続き水位が上昇して堤防高に達すると見込まれる場合</p> <p>(2) 避難判断水位(レベル3水位)に到達しているが、汎濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により汎濫の恐れが高まっている場合(汎濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令)</p> <p>①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>〔汎濫危険水位等の設定がされていない観測所〕</p> <p>(3) 堤防高まで0.5mに到達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合(ただし、感潮地区では、干潮に向かっている時間帯にかかるときは水位が急激に下がることも留意し判断する)</p> <p>(4) 堤防高まで1.0mに到達しているが、堤防高まで0.5mよりも低い水位であるものの、次に示す状況により汎濫のおそれが高まっている場合(汎濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令)</p> <p>①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(1)～(2)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>〔二河川共通〕</p> <p>(1) レベル4大雨危険警報が発表され、避難判断水位(レベル3水位)を超えた状態になり、大雨キキクルで「危険(紫)」が出現し、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>〔諏訪川〕</p> <p>(2) 臼井橋水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)を超えた状態で、上流の関川に設置してある水位観測所の水位の状況から、臼井橋水位観測所の急激な水位上昇の恐れがある場合</p>

現 行		見直し案	
<p>緊急安全確保 警戒レベル5</p> <p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。 ①決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合） ②洪水警報の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現した場合</p> <p>留意点： （A）危険度情報については、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。 （B）避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。</p>		<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p> <p>1. 確認情報・計測情報 （1）～（4）のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。 〔二河川共通〕 （1）堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生していることが確認できた場合 （2）堤防高に到達した場合 〔氾濫危険水位等の設定観測所〕 （3）氾濫危険水位（レベル4水位）に到達しているが、堤防高よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 〔氾濫危険水位等の設定がされていない観測所〕 （4）堤防高まで0.5mに到達しているが、堤防高よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報 （1）～（3）のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。 〔二河川共通〕 （1）レベル5大雨特別警報が発表され、大雨キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 （2）氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態になり、大雨キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 〔諏訪川〕 （3）臼井橋水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル4水位）を超えた状態で、上流の関川に設置してある水位観測所の水位の状況から、臼井橋水位観測所の急激な水位上昇の恐れがある場合</p>	
		<p>【留意点】 （A）大雨キキクルについては、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。 （B）感潮地区の観測所では、大潮の時期は満潮時に、降雨がなくとも各基準に該当することがあるが、その場合は海上保安庁であらかじめ予想された天文潮位か、もしくは異常な気象や副振動によるものかを確認し発令の判断をする。 （C）避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。 （D）夜間から明け方であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく各避難情報を発令する。 （E）観測所の水位や大雨キキクルの情報を基に、各避難情報を発令する場合は、水位計の位置やキキクルの表示エリアより影響のあるエリアを予測し対象地域を決定する。</p>	

現 行				見直し案								
2) 河川氾濫（その他の水位観測河川：隈川、白銀川、大牟田川、関川）				2) 河川氾濫（その他の水位観測河川：隈川、白銀川、大牟田川、関川）								
水 位 観測所	隈 川：干渡橋	雨 量 観測所	舞鶴（みやま市）	水位 観測所	氾濫注意 水位 (レベル2)	避難判断 水位 (レベル3)	氾濫危険 水位 (レベル4)	雨量観測所 (設置者)				
	白銀川：忠屋橋 高田橋		田隈 白金団地公園（国土交通省）		隈 川	干渡橋	1.20m		—	1.80m	みやま市 舞鶴（福岡県）	
	大牟田川：東泉橋 合成南橋		歴木 歴木中学校（福岡県）			白銀川	忠屋橋		1.40m	—	2.20m	田隈 白銀団地公園 (国土交通省)
	関 川：竜瀬橋 関 川 岩本橋 助丸橋		南関（熊本県）				高田橋		—	—	—	
高齢者等避難 警戒レベル3	①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ①洪水警報が発表され、はん濫注意水位【干渡橋 1.2m/忠屋橋 1.4m/旭橋 2.6m /関川 4.87 m】に到達し、かつ、2時間後にははん濫危険水位【干渡橋 1.8m/忠 屋橋 2.2m/旭橋 3.3m/関川 6.15 m】に達すると見込まれる場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤) が出現し、かつ、引き続き水位上昇が見 込まれる場合 ③堤防の漏水が発見された場合 ④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、かつ、多量の降雨が予 想される場合			大牟田川		旭橋	2.60m	—	3.30m	小浜町 福岡県大牟田総合庁舎（福 岡県） 笹原町3丁目 天の原小学校 (気象庁アメダス)		
	関 川	東泉橋	—		—	—	南関町（熊本県）					
		合成南橋	—		—	—						
		竜瀬橋	—		—	—						
関 川		4.87m	—	6.15m								
				岩本橋	—	—	—					
				助丸橋	—	—	—					
				警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1. 確認情報・計測情報 (1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令 するものとする。 [氾濫危険水位等の設定観測所] (1) 氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、かつ、1時間後に氾濫危険水位（レ ベル4水位）に達すると見込まれる場合 (2) 氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、次に示す状況により氾濫のおそれが 高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令） ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 [氾濫危険水位等の設定がされていない観測所] (3) 堤防高まで1.0mに到達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合（ただし、 感潮地区では、干潮に向かっている時間帯にかかるときは水位が急激に下がること も留意し判断する） (4) 堤防高まで1.0mよりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫の おそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5とし て発令） ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報 (1)～(2)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令 するものとする。 [四河川共通] (1) レベル3大雨警報が発表され、氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態に なり、大雨キキクルで「警戒(赤)」が出現し、引き続き水位上昇が見込まれる場合 [白銀川] (2) 忠屋橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、 白銀川調節池公園のカメラ映像で時計台の目盛が上から3つ目まで水位が到達し、 さらに上流の高田橋水位観測所の水位が上昇し続けることにより、忠屋橋水位観測 所の急激な水位上昇のおそれがある場合</p>							

現 行		見直し案	
避難指示 警戒レベル4	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫注意水位【干渡橋 1.2m／忠屋橋 1.4m／旭橋 2.6m／関川 4.87 m】に到達し、かつ、1時間後にはん濫危険水位【干渡橋 1.8m／忠屋橋 2.2m／旭橋 3.3m／関川 6.15 m】に達すると見込まれる場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された場合</p> <hr/> <p>①～③のいずれか1つに該当する場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫危険水位【干渡橋 1.8m／忠屋橋 2.2m／旭橋 3.3m】を超えた場合</p> <p>②周辺で床上浸水が発生した場合</p> <p>③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合</p>	警戒レベル4 避難指示	<p>1. 確認情報・計測情報</p> <p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>[氾濫危険水位等の設定観測所]</p> <p>(1) 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達し、引き続き水位が上昇して堤防高に達すると見込まれる場合</p> <p>(2) 氾濫注意水位(レベル2水位)に到達しているが氾濫危険水位(レベル4水位)よりもやや低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令)</p> <p>①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>[氾濫危険水位等の設定がされていない観測所]</p> <p>(3) 堤防高まで0.5mに到達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合(ただし、感潮地区では、干潮に向かっていている時間帯にかかるときは水位が急激に下がることも留意し判断する)</p> <p>(4) 堤防高まで1.0mに到達しているが、堤防高まで0.5mよりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令)</p> <p>①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>[四河川共通]</p> <p>(1) レベル3大雨警報が発表され、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態になり、大雨キキクルで「危険(紫)」が出現し、引き続き水位上昇が見込まれる場合[白銀川]</p> <p>(2) 忠屋橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態で、上流の高田橋水位観測所の水位の状況及び白銀川調節池公園のカメラ映像で時計台の水位目盛が上から1つとなった状況から、忠屋橋水位観測所の急激な水位上昇により氾濫危険水位(レベル4水位)に達する恐れが高まっている場合</p> <p>(3) 忠屋橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態で、白銀川調節池公園のカメラ映像で時計台の目盛が上から2つ目まで水位が到達し、さらに上流の高田橋水位観測所の水位が上昇し続けることにより、忠屋橋水位観測所の急激な水位上昇により氾濫危険水位(レベル4水位)に達するおそれが高まっている場合</p>

現 行		見直し案	
<p>緊急安全確保 警戒レベル5</p>	<p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。 ①決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合） ②洪水警報の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現した場合</p>	<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>（1）～（3）のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。 〔四河川共通〕 （1）堤防高に到達した場合 〔氾濫危険水位等の設定観測所〕 （2）氾濫危険水位（レベル4水位）に到達しているが堤防高よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 〔氾濫危険水位等の設定がされていない観測所〕 （3）堤防高まで0.5mに到達しているが、堤防高よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報 （1）～（2）のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。 〔四河川共通〕 （1）レベル5大雨特別警報が発表され、大雨キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 （2）氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態になり、大雨キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合</p>

現 行		見直し案			
<p>留意点:</p> <p>(A) 隈川、白銀川、大牟田川については、河川が氾濫危険水位に達しても、破堤の恐れが低く、急激に水位が上がらず除々に道路等に水が溢れ出すような場合で、人的な被害がすぐに発生しないと見込まれるときは、まず河川周辺の道路規制を実施し監視体制をとる。</p> <p>(B) 危険度情報については、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。</p> <p>(C) 避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。なお、隈川の水位観測所の水位は3～6時間後に諏訪川の水位に影響を及ぼすため、諏訪川の水位予測の参考とする。</p>		<p>【留意点】</p> <p>(A) 隈川、白銀川、大牟田川については、河川が氾濫危険水位に達しても、破堤の恐れが低く、急激に水位が上がらず除々に道路等に水が溢れ出すような場合で、人的な被害がすぐに発生しないと見込まれるときは、まず河川周辺の道路規制を実施し監視体制をとる。</p> <p>(B) <b>大雨キキクル</b>については、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。</p> <p>(C) 避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。なお、隈川の水位観測所の水位は3～6時間後に諏訪川の水位に影響を及ぼすため、諏訪川の水位予測の参考とする。</p> <p>(D) 感潮地区の観測所では、大潮の時期は満潮時に、降雨がなくとも各基準に該当することがあるが、その場合は海上保安庁であらかじめ予想された天文潮位か、もしくは異常な気象や副振動によるものかを確認し発令の判断をする。</p> <p>(E) 夜間から明け方であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく各避難情報を発令する。</p> <p>(F) 観測所の水位や大雨キキクルの情報を基に、各避難情報を発令する場合は、水位計の位置やキキクルの表示エリアより影響のあるエリアを予測し対象地域を決定する。</p>			
<p>3) 内水氾濫</p>		<p>3) 内水氾濫</p>			
<table border="1"> <tr> <td>雨量観測所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁 アメダス）</li> <li>・田隈 白金団地公園（国土交通省）</li> <li>・歴木 歴木中学校（福岡県）</li> <li>・小浜町 福岡県大牟田総合庁舎（福岡県）</li> </ul> </td> </tr> </table>	雨量観測所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁 アメダス）</li> <li>・田隈 白金団地公園（国土交通省）</li> <li>・歴木 歴木中学校（福岡県）</li> <li>・小浜町 福岡県大牟田総合庁舎（福岡県）</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>雨量観測所 (設置者)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁アメダス）</li> <li>田隈 白金団地公園（国土交通省）</li> <li>小浜町 福岡県大牟田総合庁舎（福岡県）</li> <li>歴木 御木中学校（福岡県）</li> </ul> </td> </tr> </table>	雨量観測所 (設置者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁アメダス）</li> <li>田隈 白金団地公園（国土交通省）</li> <li>小浜町 福岡県大牟田総合庁舎（福岡県）</li> <li>歴木 御木中学校（福岡県）</li> </ul>
雨量観測所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁 アメダス）</li> <li>・田隈 白金団地公園（国土交通省）</li> <li>・歴木 歴木中学校（福岡県）</li> <li>・小浜町 福岡県大牟田総合庁舎（福岡県）</li> </ul>				
雨量観測所 (設置者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁アメダス）</li> <li>田隈 白金団地公園（国土交通省）</li> <li>小浜町 福岡県大牟田総合庁舎（福岡県）</li> <li>歴木 御木中学校（福岡県）</li> </ul>				
<table border="1"> <tr> <td>高齢者等避難警戒レベル3</td> <td> <p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報（浸水害）の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむねTP2.14(DL4.50m)以上であり、かつ、時間雨量が60ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>②夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報（浸水害）の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむねTP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> </td> </tr> </table>	高齢者等避難警戒レベル3	<p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報（浸水害）の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむねTP2.14(DL4.50m)以上であり、かつ、時間雨量が60ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>②夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報（浸水害）の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむねTP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p>	<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td> <p><b>1. 推定・予測情報</b></p> <p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(1) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね <b>TP2.04</b>(DL4.50m)以上で、時間雨量が<b>70ミリ</b>以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(2) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね <b>TP2.04</b>(DL4.50m)未満で、時間雨量が80ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(3) 夜間から明け方にかけて、<b>気象解説情報（線状降水帯半日前予測）</b>が福岡県及び長崎県に発表され、有明海上の風速が南西の風15mに近い予想が発表された場合で、時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(4) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位に関係なく時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれ、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令）</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②排水機場の運転が停止または停止が予定されている状況</p> </td> </tr> </table>	警戒レベル3 高齢者等避難	<p><b>1. 推定・予測情報</b></p> <p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(1) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね <b>TP2.04</b>(DL4.50m)以上で、時間雨量が<b>70ミリ</b>以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(2) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね <b>TP2.04</b>(DL4.50m)未満で、時間雨量が80ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(3) 夜間から明け方にかけて、<b>気象解説情報（線状降水帯半日前予測）</b>が福岡県及び長崎県に発表され、有明海上の風速が南西の風15mに近い予想が発表された場合で、時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(4) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位に関係なく時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれ、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令）</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②排水機場の運転が停止または停止が予定されている状況</p>
高齢者等避難警戒レベル3	<p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報（浸水害）の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむねTP2.14(DL4.50m)以上であり、かつ、時間雨量が60ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>②夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報（浸水害）の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむねTP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p>				
警戒レベル3 高齢者等避難	<p><b>1. 推定・予測情報</b></p> <p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(1) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね <b>TP2.04</b>(DL4.50m)以上で、時間雨量が<b>70ミリ</b>以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(2) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね <b>TP2.04</b>(DL4.50m)未満で、時間雨量が80ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(3) 夜間から明け方にかけて、<b>気象解説情報（線状降水帯半日前予測）</b>が福岡県及び長崎県に発表され、有明海上の風速が南西の風15mに近い予想が発表された場合で、時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(4) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位に関係なく時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれ、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令）</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②排水機場の運転が停止または停止が予定されている状況</p>				

現 行		見直し案	
避難指示 警戒レベル4	<p>①～⑦のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①三池港の潮位が、おおむね TP2. 14(DL4. 50m)以上であり、かつ、時間雨量が70ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>②三池港の潮位が、おおむね TP2. 14(DL4. 50m)未満であり、かつ、時間雨量が100ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>③三池港の潮位が、おおむね TP2. 14(DL4. 50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が2時間以上継続すると見込まれるとき場合</p> <p>④三池港の潮位が、おおむね TP2. 14(DL4. 50m)未満であり、かつ、直近3時間雨量が150ミリを超え、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>⑤顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯発生情報)が発表され、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>⑥大雨警報(浸水害)の危険度分布で「危険」(紫)が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>⑦監視カメラで30センチ以上の浸水が一部確認されるなど、市内の一部地域で床上浸水の危険性が高まった場合</p> <p>監視カメラで50センチ以上の浸水が一部確認されるなど、市内の一部地域で床上浸水の発生が予想される場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。</p>	警戒レベル4 避難指示	<p><b>1. 推定・予測情報</b></p> <p>(1)～(8)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>(1) 三池港の潮位が、おおむね TP2. 04(DL4. 50m)以上であり、かつ、時間雨量が70ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(2) 三池港の潮位が、おおむね TP2. 04(DL4. 50m)未満であり、かつ、時間雨量が100ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p>(3) 三池港の潮位が、おおむね TP2. 04(DL4. 50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が2時間以上継続すると見込まれるとき場合</p> <p>(4) 三池港の潮位が、おおむね TP2. 04(DL4. 50m)未満であり、かつ、直近3時間雨量が150ミリを超え、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合</p> <p><b>(5) 三池港の潮位に関係なく時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれ、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令)</b></p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②排水機場の運転が停止または停止が予定されている状況</p> <p>(6) 気象防災情報(線状降水帯発生)もしくは気象防災情報(線状降水帯直前予測)が発表され、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>(7) <b>大雨キキクル</b>で「危険(紫)」が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>(8) 監視カメラで30センチ以上の浸水が一部確認され、更に浸水深が深くなる恐れが高まるなど、床上浸水の危険性が高まった場合</p>
緊急安全確保 警戒レベル5	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>①大雨警報(浸水害)の危険度分布で「災害切迫」(黒)が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>②大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</p> <p>③監視カメラで50センチ以上の浸水が多数確認されるなど、市内の多くの地域で床上浸水の被害が予想される場合</p>	警戒レベル5 緊急安全確保	<p><b>1. 確認情報・計測情報</b></p> <p>(1)に該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>(1) 監視カメラで50センチ以上の浸水が多数確認されるなど、床上浸水の被害が予想される場合</p> <p><b>2. 推定・予測情報</b></p> <p>(1)～(2)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>(1) 大雨キキクルで「災害切迫(黒)」が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>(2) レベル5大雨特別警報が発表された場合</p>
<p>留意点</p> <p>夜間から明け方にかけて大雨が予想される場合は、暗い中での避難にならないよう、日没までに避難が完了できるよう、早めに高齢者等避難(警戒レベル3)を発令する。</p> <p>現況では、高齢者等避難(警戒レベル3)を発令することなく、避難指示(警戒レベル4)から発令することとする。発令する際には、雨水の放流先河川の水位、監視カメラの映像に留意し判断する。</p> <p>なお、気象庁が発表する浸水害に関する情報(大雨警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨警報(浸水害)の危険度分布等)は、有明海の潮位を考慮されていないため、実況の潮位や天文潮位の予測値に留意し、判断する。</p>		<p><b>【留意点】</b></p> <p>(A) 内水氾濫は確認情報や計測情報で判断すると避難のリードタイムが確保できないため、警戒レベル3・4の発令は推定・予測情報で判断する。</p> <p>(B) 夜間から明け方にかけて大雨が予想される場合は、暗い中での避難にならないよう、日没までに避難が完了できるよう、早めに高齢者等避難(警戒レベル3)を発令する。</p> <p>(C) 現況での判断は、高齢者等避難(警戒レベル3)を発令することなく、避難指示(警戒レベル4)から発令することとする。発令する際には、雨水の放流先河川の水位、監視カメラの映像に留意し判断する。</p> <p>(D) 気象庁が発表する浸水害に関する情報(大雨警報、大雨危険警報、大雨特別警報、大雨キキクル等)は、有明海の潮位を考慮されていないため、実況の潮位や天文潮位の予測値に留意し、判断する。</p>	

現 行		見直し案	
5) 土砂災害		5) 土砂災害	
土砂災害危険度	<p>レベル3：大雨警報（土砂災害）</p> <hr/> <p>レベル4：土砂災害警戒情報</p>	土砂災害に関する防災気象情報	警戒レベル
高齢者等避難警戒レベル3	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①大雨警報（土砂災害）が発表され、「福岡県土砂災害危険度情報」の1時間後又は2時間後の予測で「危険」（紫）が出現した場合</p> <p>②大雨注意報が発表され、同注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	レベル3土砂災害警報：3時間先までの予測値がレベル4土砂災害危険警報の基準以上となる場合	3相当
避難指示警戒レベル4	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>②大雨警報（土砂災害）が発表され、「福岡県土砂災害危険度情報」の実況で「危険」（紫）が出現し、かつ、降雨が継続する見込みである場合</p> <p>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <hr/> <p>①～③のいずれか1つに該当する場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表され、「福岡県土砂災害危険度情報」の1時間後又は2時間後の予測で「災害切迫」（黒）が出現した場合</p> <p>②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>③山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p>	レベル4土砂災害危険警報：実況値又は2時間先までの予測値がレベル4土砂災害危険警報の基準以上となる場合	4相当
緊急安全確保警戒レベル5	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>①「福岡県土砂災害危険度情報」の実況で「災害切迫」（黒）が出現した場合</p> <p>②大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</p> <p>③土砂災害が発生した場合</p>	レベル5土砂災害特別警報：実況値がレベル5土砂災害危険警報の基準以上となる場合	5相当
以上の基準と合わせて、雨量や気象予測、巡視確認（土砂災害の発生又は前兆現象、道路等の浸水状況等）、住民からの通報等の報告を踏まえ、発令対象区域を含めて総合的に判断する。		警戒レベル3 高齢者等避難	<p>(1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(1)レベル3土砂災害警報が発表され、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(2)土砂キキクルで「警戒（赤）」が出現し、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(3)警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁HPの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」「危険」が予想されている場合など）</p>
		警戒レベル4 避難指示	<p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>(1)レベル4土砂災害危険警報が発表され、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(2)土砂キキクルで「危険（紫）」が出現し、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(3)警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁HPの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」が予想されている場合など）</p> <p>(4)土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
		警戒レベル5 緊急安全確保	<p>(1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>(1)レベル5土砂災害特別警報が発表された場合</p> <p>(2)土砂キキクルで「災害切迫（黒）」が出現し、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(3)土砂災害が発生した場合</p>
		<p>【留意点】</p> <p>(A) レベル3土砂災害警報が発表される場合は、レベル4土砂災害危険警報の発表が前提となっているが、気象庁の降雨予想以上に降ったときはレベル3土砂災害警報の発表からレベル4土砂災害危険警報の発表まで時間的な猶予がない場合もあることを留意する。</p> <p>(B) 雨の降り方次第ではレベル3土砂災害警報が発表されず、レベル4土砂災害危険警報が発表されることもありうるため、短時間で激しく降る場合は福岡管区气象台と綿密に連携し、基準にとらわれず早めに警戒レベル3高齢者等避難を発令することとする。</p>	

現 行				見直し案			
6) 高潮災害				6) 高潮災害			
基準地点	大牟田川河口 ～3km 付近両岸	基準潮位	TP3.5m(DL5.86m)	高潮に関する防災気象情報		警戒レベル	
高齢者等避難警戒レベル3	・台風の暴風域に本市がかかると予想され、かつ、高潮警報が発表される可能性が高い旨に言及された場合			レベル3 高潮警報：潮位がレベル4 高潮危険警報の基準潮位に達すると予想される約 12 時間前までに発表		3相当	
避難指示警戒レベル4	①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①台風の暴風域に本市がかかると予想され、高潮警報が発表された場合 ②高潮特別警報が発表された場合 ③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された場合			レベル4 高潮危険警報：潮位がレベル4 高潮危険警報の基準潮位に達すると予想される約 6 時間前までに発表		4相当	
	①～②のいずれか1つに該当する場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。 ①基準地点の潮位が基準潮位 TP3.5m(DL5.86m)を超え、高潮による浸水が発生したと推測される場合 ②堤防の決壊、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合			レベル5 高潮特別警報：破堤、堤防の背後地の浸水を実際に確認した場合、または潮位の実況値又は直近の予想がレベル5 高潮特別警報の基準潮位を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想される場合に発表		5相当	
基準地点	大牟田川河口 ～3km 付近右岸	基準潮位		レベル4 高潮危険警報 T P 3.40m (DL5.86m)			
				レベル5 高潮特別警報 T P 3.90m (DL6.36m)			
警戒レベル3 高齢者等避難	(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。 1. 推定・予測情報 (1) レベル3 高潮警報が発表された場合 (2) 明け方に最高潮位に達し、夜間にレベル3 高潮警報を発表すると見込まれる場合 (3) 潮位がレベル4 高潮危険警報の基準潮位 T P 3.40m(DL5.86m)に達するのが12時間以上先と予測されているものの、次に示す状況により浸水の恐れが高まっている場合 ①6時間以内には暴風域に入ると見込まれる場合 ②堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障がある状況						
警戒レベル4 避難指示	(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。 1. 推定・予測情報 (1) レベル4 高潮危険警報が発表された場合 (2) 夜間から明け方に最高潮位に達し、夜間にレベル4 高潮危険警報を発表すると見込まれる場合 (3) 潮位がレベル4 高潮危険警報の基準潮位 T P 3.40m(DL5.86m)に達するのが6時間以上先と予測されているものの、次に示す状況により浸水の恐れが高まっている場合 ①3時間以内には暴風域に入ると見込まれる場合 ②堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障がある状況						

現 行		見直し案	
緊急安全確保	①～②のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。	警戒レベル5 緊急安全確保	<p>(1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>1. 確認・計測情報</p> <p>(1) 堤防の決壊、越水、溢水、背後地の浸水、堤防の損壊等を実際に確認した場合</p> <p>(2) 東泉橋もしくは新堂面橋の水位観測所において、T P 3.40m(DL5.86m)を超え、さらに潮位が上昇すると見込まれる場合</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(3) レベル5高潮特別警報が発表された場合</p> <p>【留意点】</p> <p>(A) 高潮は、有明海の満潮時刻と台風の接近が重なることで発生する。そのため、避難情報発令を検討する際には、有明海の天文満潮位や台風の勢力、進路、速度にも留意して判断すること。</p> <p>(B) 特に、南と南西の風向きは、本市沿岸部に吹き寄せ効果の影響が大きいことを留意すること。</p>
警戒レベル5	①海岸堤防等が倒壊した場合 ②異常な越波・越流が発生した場合		

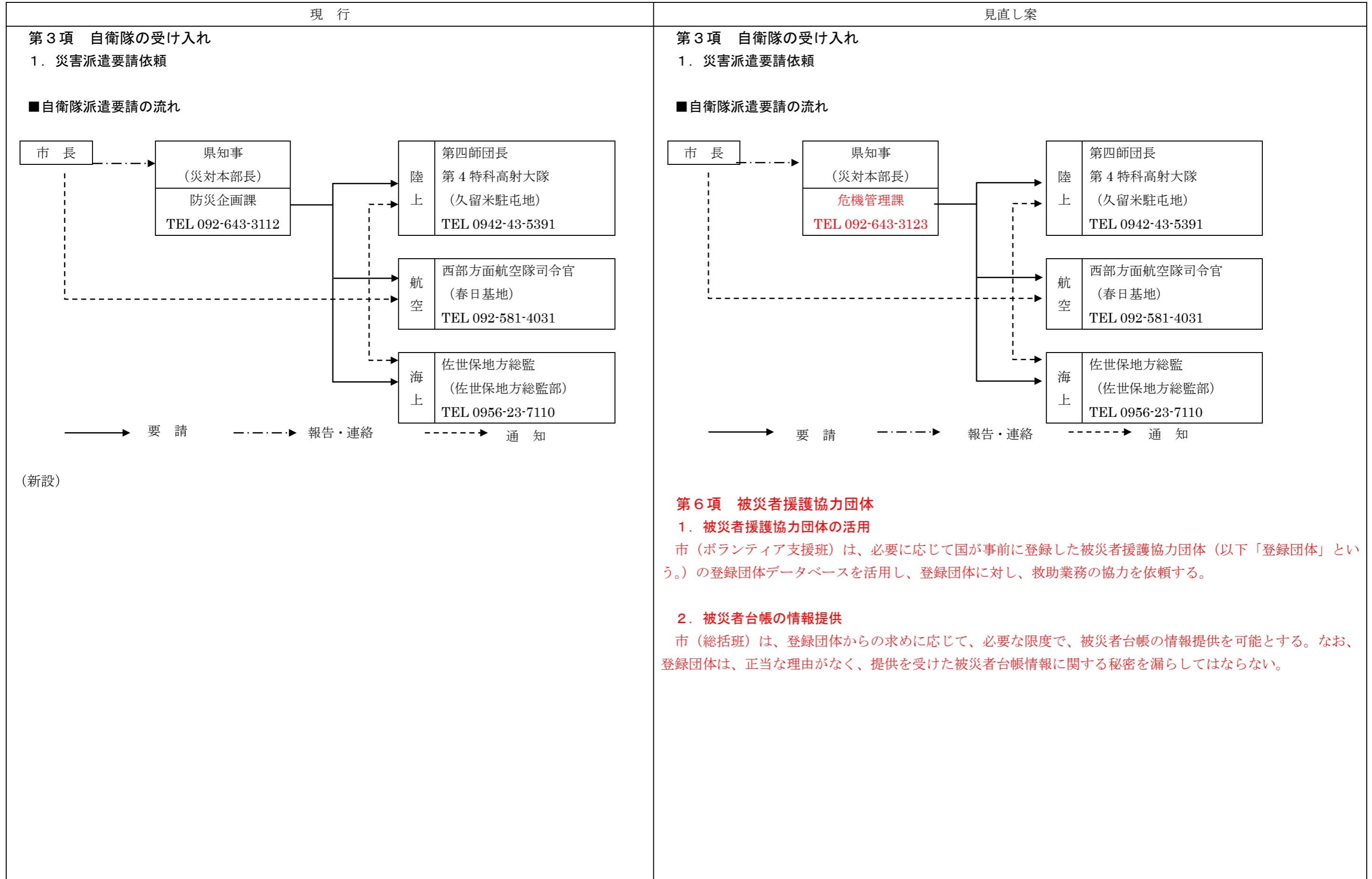
現 行					見直し案						
<b>第2節 避難所の開設・運営</b>					<b>第2節 避難所の開設・運営</b>						
	項 目	初動	応急	復旧	実施担当		項 目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 避難活動	1. 避難誘導	●			要配慮者支援班、生涯学習班、教育総務班	第1項 避難活動	1. 避難誘導	●			要配慮者支援班、生涯学習班、教育総務班
	2. 避難者の受け入れ	●					2. 避難者の受け入れ	●			
	3. 警戒区域の設定	●					3. 警戒区域の設定	●			
第2項 避難所の開設・運営	1. 避難所の開設	●			生涯学習班、教育総務班、総括班、物資調達・輸送班	第2項 避難所の開設・運営	1. 避難所の開設	●			生涯学習班、教育総務班、総括班、物資調達・輸送班、 <b>医療救護班</b>
	2. 避難所の運営	●	●				2. 避難所の運営	●	●		
	3. 食糧・物資の供給	●	●				3. 食糧・物資の供給	●	●		
	4. 避難設備の設置	●	●				4. 避難設備の設置	●	●		
	5. 避難所等における広報	●	●	●			5. 避難所等における広報	●	●	●	
						6. 避難所における感染症対策	●	●			
						第3項 避難所外避難者の支援対策	1. 避難所外避難者の状況調査	●	●		生涯学習班、物資調達・輸送班、要配慮者支援班、医療救護班、防疫班
<p><b>第2項 避難所の開設・運営</b></p> <p>2. 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。</p> <p>市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に必要なに応じて、避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。</p>					<p><b>第2項 避難所の開設・運営</b></p> <p>2. 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、<b>福祉サービスの提供など</b>要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。</p> <p>市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に必要なに応じて、避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。</p>						
<p><b>第3項 避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>2) 支援の実施</p> <p>市（物資調達・輸送班、生涯学習班、医療救護班、防疫班、要配慮者支援班）は、把握した避難所外避難者に対し、保健師・地域包括支援センター等による巡回健康相談の実施等保健サービスの提供、食料等必要な物資の提供情報の伝達等により生活環境の確保を図る。また、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防方法について情報提供を行う。</p>					<p><b>第3項 避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>2) 支援の実施</p> <p>市（物資調達・輸送班、生涯学習班、医療救護班、防疫班、要配慮者支援班）は、把握した避難所外避難者に対し、保健師・地域包括支援センター・<b>災害派遣福祉チーム（DWAT）</b>等による巡回健康相談の実施等保健・<b>福祉サービスの提供</b>、食料等必要な物資の提供情報の伝達等により生活環境の確保を図る。また、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防方法について情報提供を行う。</p>						

現 行					見直し案						
<b>第1節 ライフライン施設の応急対策</b>					<b>第1節 ライフライン施設の応急対策</b>						
	項 目	初動	応急	復旧	実施担当		項 目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 電気・ガス施設の応急対策	1. 電気施設の応急対策	●			九州電力送配電株式会社 大牟田ガス株式会社	第1項 電気・ガス施設の応急対策	1. 電気施設の応急対策	●			九州電力送配電株式会社 大牟田ガス株式会社
	2. ガス施設の応急対策	●					2. ガス施設の応急対策	●			
第2項 上・下水道施設の応急対策	1. 上水道施設の応急対策	●			上水道班、上水施設班、下水道班、下水施設班、有明ウォーターマネジメント株式会社、大牟田下水道サービス共同企業体	第2項 上・下水道施設の応急対策	1. 上水道施設の応急対策	●			上水道班、上水施設班、下水道班、下水施設班、有明ウォーターマネジメント株式会社、大牟田下水道サービス共同企業体
	2. 下水道施設の応急対策	●					2. 下水道施設の応急対策	●			
第3項 電気通信設備の応急復旧対策	1. 応急対策	●			西日本電信電話株式会社	第3項 電気通信設備の応急復旧対策	1. 応急対策	●			NTT 西日本株式会社
	2. 復旧対策	●					2. 復旧対策	●			
<b>第3項 電気通信設備の応急復旧対策</b>					<b>第3項 電気通信設備の応急復旧対策</b>						
西日本電信電話株式会社は、災害時における電気通信設備の応急対策を「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。					NTT 西日本株式会社は、災害時における電気通信設備の応急対策を「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。						
1. 応急対策					1. 応急対策						
4) 通信の非常疎通措置					4) 通信の非常疎通措置						
エ) 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供					エ) 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供						
災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供する。					災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供する。						
なお、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、市民への周知はテレビ、ラジオ等及び県災対本部と協力して実施する。					なお、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、市民への周知はテレビ、ラジオ等及び県災対本部と協力して実施する。						
利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言板「web171」利用方法に従って、テキスト、音声、画像の登録、閲覧を行う。					利用方法については NTT 西日本株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言板「web171」利用方法に従って、テキスト、音声、画像の登録、閲覧を行う。						

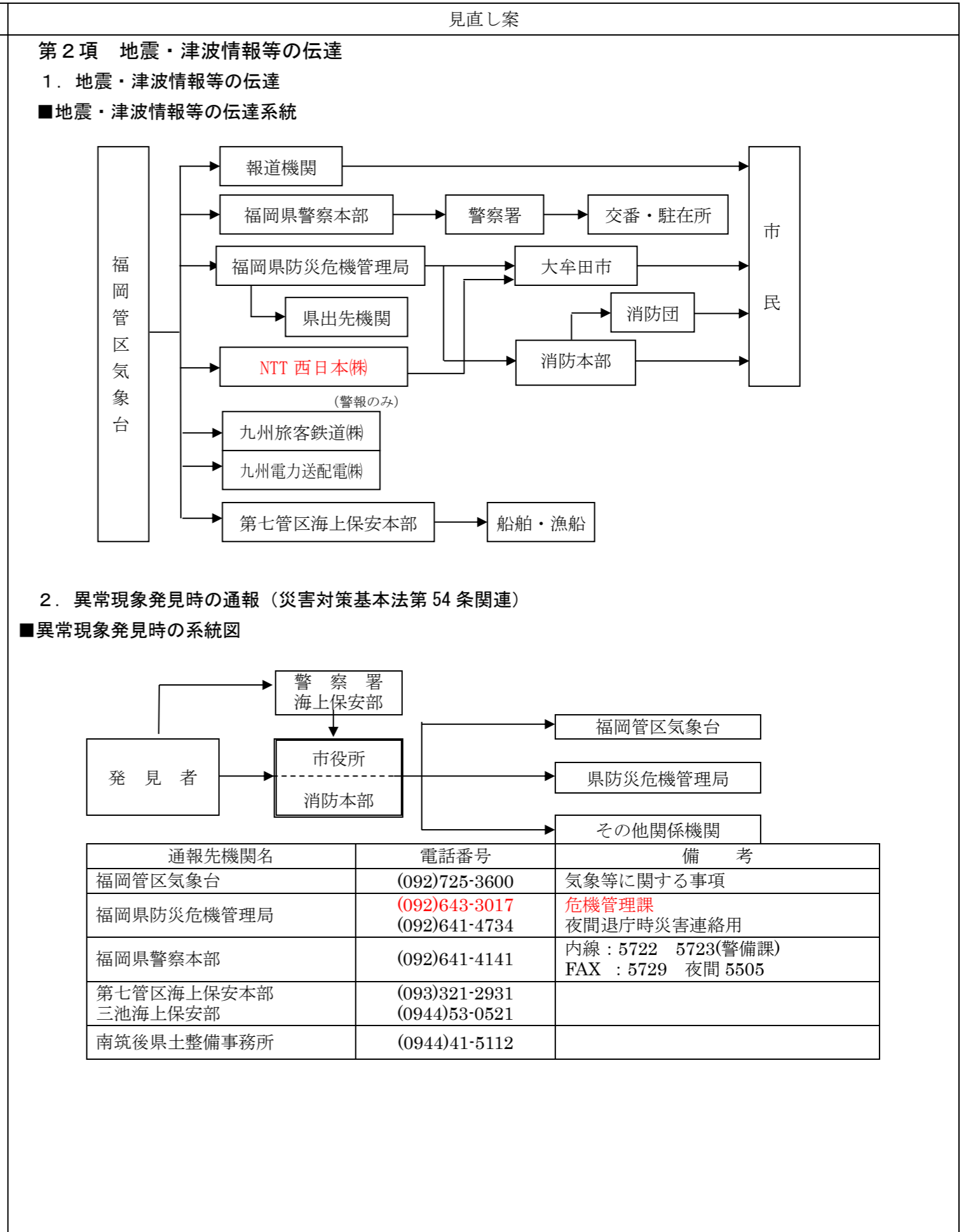
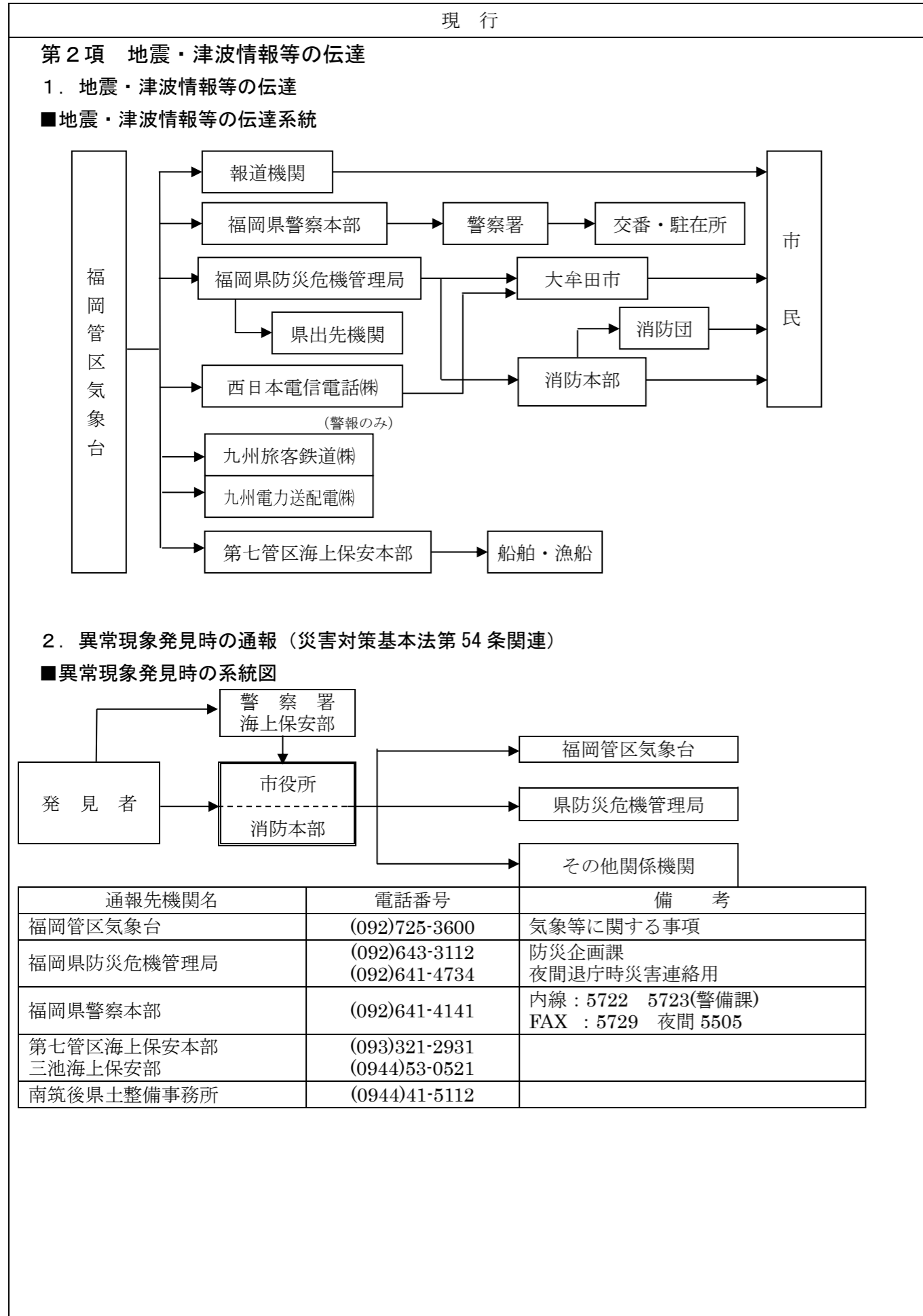
現 行										
第1節 組織体系										
第1項 組織体系										
2. 災害対策本部の構成										
■組織構成及び事務分掌										
部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期			
							予防	初動	応急	復旧
市民部	市民部長	市民部副部長	調査班	税務課長	税務課 納税課 保険年金課	市税の納付相談、減免に係る申請・調査			○	○
						一般被災住宅等の被害調査(都市整備部との連携)			○	○
						避難所における食糧・物資の供給等、被災者への支援(生涯学習班への応援)		○	○	
都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長	都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
						被害状況の集約		○	○	
						水防業務の庶務		○	○	
						水防資機材の管理及び調達	○	○	○	
			都市計画・公園班	都市計画・公園課長	都市計画・公園課	公園の被害調査及び応急措置		○	○	
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○			
						道路・橋梁の被害調査及び応急措置		○	○	
						河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○	○	
			土木班	土木管理課長	土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 流域治水推進室	その他所管施設の被害調査及び応急措置		○	○	
						樋閘の操作管理		○	○	
						交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○	○	
						河川水位及び潮位の観測		○		
						土砂災害の情報収集		○		
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○			
						市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○	
						応急仮設住宅の設置及び管理			○	○
						被災建築物応急危険度判定		○	○	
上記の事務分掌の災害予防	○									
住宅班	建築住宅課長	建築住宅課	市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○				
			応急仮設住宅の設置及び管理			○	○			
			被災建築物応急危険度判定		○	○				
上記の事務分掌の災害予防	○									

見直し案										
第1節 組織体系										
第1項 組織体系										
2. 災害対策本部の構成										
■組織構成及び事務分掌										
部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期			
							予防	初動	応急	復旧
市民部	市民部長	市民部副部長	調査班	税務課長	税務課 納税課 保険年金課	市税の納付相談、減免に係る申請・調査			○	○
						一般被災住宅等の被害調査(都市整備部との連携)		○	○	○
						避難所における食糧・物資の供給等、被災者への支援(生涯学習班への応援)		○	○	
都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長	都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
						被害状況の集約		○	○	
						水防業務の庶務		○	○	
						水防資機材の管理及び調達	○	○	○	
			土木班	土木管理課長	都市計画課 土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 流域治水推進室	道路・橋梁・公園の被害調査及び応急措置		○	○	
						河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○	○	
						その他所管施設の被害調査及び応急措置		○	○	
						樋閘の操作管理		○	○	
						交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○	○	
						河川水位及び潮位の観測		○		
						土砂災害の情報収集		○		
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○			
						市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○	
			住宅班	建築住宅課長	建築住宅課	応急仮設住宅の設置及び管理			○	○
						被災建築物応急危険度判定		○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○			

現 行					見直し案						
<b>第3節 支援受入体制の確立</b>					<b>第3節 支援受入体制の確立</b>						
	項 目	初動	応急	復旧	実施担当		項 目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項	災害時受援計画に定める応援要請	●	●	●	総括班、調整班	第1項	災害時受援計画に定める応援要請	●	●	●	総括班、調整班
第2項	県に対する応援要請	●			総括班	第2項	県に対する応援要請	●			総括班
第3項 自衛隊の受け入れ	1. 災害派遣要請依頼	●			総括班、調整班	第3項 自衛隊の受け入れ	1. 災害派遣要請依頼	●			総括班、調整班
	2. 自主派遣	●					2. 自主派遣	●			
	3. 自衛隊の受け入れ	●					3. 自衛隊の受け入れ	●			
	4. 撤収要請依頼	●					4. 撤収要請依頼	●			
第4項 広域応援の受け入れ	1. 協定に基づく応援派遣要請	●			総括班、調整班、人事班 関係各班 消防第1・2部	第4項 広域応援の受け入れ	1. 協定に基づく応援派遣要請	●			総括班、調整班、人事班 関係各班 消防第1・2部
	2. 他市町に対する応援要請	●					2. 他市町に対する応援要請	●			
	3. 指定地方行政機関等への要請	●					3. 指定地方行政機関等への要請	●			
	4. 消防応援の要請	●					4. 消防応援の要請	●			
	5. 民間団体等への協力要請	●					5. 民間団体等への協力要請	●			
	6. 広域応援の受け入れ・活動支援	●					6. 広域応援の受け入れ・活動支援	●			
	7. 広域応援の撤収要請	●					7. 広域応援の撤収要請	●			
第5項 災害ボランティアセンター	1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	●			ボランティア支援班 大牟田市社会福祉協議会	第5項 災害ボランティアセンター	1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	●			ボランティア支援班 大牟田市社会福祉協議会
	2. 災害ボランティアセンターの活動内容	●	●				2. 災害ボランティアセンターの活動内容	●	●		
	3. 災害ボランティアセンターへの運営支援	●	●				3. 災害ボランティアセンターへの運営支援	●	●		
	4. 災害ボランティアセンターの閉鎖			●			4. 災害ボランティアセンターの閉鎖			●	
第6項 被災者援護協力団体	1. 被災者援護協力団体の活用	●	●	●	ボランティア支援班 総括班	第6項 被災者援護協力団体	1. 被災者援護協力団体の活用	●	●	●	ボランティア支援班 総括班
	2. 被災者台帳の提供	●	●	●			2. 被災者台帳の提供	●	●	●	



現 行					見直し案						
第1節 地震・津波情報や被害情報等の収集・伝達					第1節 地震・津波情報や被害情報等の収集・伝達						
項 目		初動	応急	復旧	実施担当	項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 気象庁、 県、市からの地 震・津波情報等 の発表	1. 地震・津波情報等の発 表	●			関係機関	第1項 気象庁、 県、市からの地 震・津波情報等 の発表	1. 地震・津波情報等の発 表	●			関係機関
	2. 水防警報の発表	●					2. 水防警報の発表	●			
第2項 地震・津波 情報等の伝達	1. 地震・津波情報等の伝 達	●			関係機関 総括班	第2項 地震・津波 情報等の伝達	1. 地震・津波情報等の伝 達	●			関係機関 総括班
	2. 異常現象発見時の通 報	●					2. 異常現象発見時の通 報	●			
第3項 通信体制 の確保	1. 災害時の通信	●			総括班	第3項 通信体制 の確保	1. 災害時の通信	●			総括班
	2. その他の通信設備の 利用	●					2. その他の通信設備の 利用	●			
第4項 被害情報 の収集・調査・ 報告	1. 初期情報の収集・報告	●			総括班、都市計画・公園班、 土木班、住宅班	第4項 被害情報 の収集・調査・ 報告	1. 初期情報の収集・報告	●			総括班、土木班、住宅班
	2. 被害調査	●	●				2. 被害調査	●	●		
	3. 被害報告	●	●				3. 被害報告	●	●		



現 行	見直し案
<p><b>第2節 災害広報・広聴</b>  <b>第1項 災害広報活動</b>  <b>1. 災害時の広報</b>                      1) 地震発生直後の広報活動                      市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、津波の発生する恐れがあるとき地震発生直後には、市民等に対し防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）、エリアメール・緊急速報メール等の方法で、危険情報の伝達や避難等の広報を行う。                      さらに、被害現場で活動する消防団や職員から収集した現場画像を、速やかに「防災リアルタイム情報」に公開し、市民等に周知を図る。</p> <p>2) 応急活動時の広報                      市（総括班、広報班、報道班）は、応急活動時には、防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）、テレビ、ラジオ、広報紙、ソーシャルメディア等にて広報する。また、各班からの広報依頼により広報すべき内容等を集約し、報道機関への要請及び広報紙等の作成を行う。</p> <p>■災害広報伝達経路</p>	<p><b>第2節 災害広報・広聴</b>  <b>第1項 災害広報活動</b>  <b>1. 災害時の広報</b>                      1) 地震発生直後の広報活動                      市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、津波の発生する恐れがあるとき地震発生直後には、市民等に対し防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール等の方法で、危険情報の伝達や避難等の広報を行う。                      さらに、被害現場で活動する消防団や職員から収集した現場画像を、速やかに「防災リアルタイム情報」に公開し、市民等に周知を図る。</p> <p>2) 応急活動時の広報                      市（総括班、広報班、報道班）は、応急活動時には、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報紙、ソーシャルメディア等にて広報する。また、各班からの広報依頼により広報すべき内容等を集約し、報道機関への要請及び広報紙等の作成を行う。</p> <p>■災害広報伝達経路</p>

現 行		見直し案									
<p>■広報の手段、内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線 (屋外拡声器・戸別受信機)</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ dボタン広報誌</li> <li>○ 県防災メール</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul> </td> <td> <p>&lt;災害発生直前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> <p>&lt;災害発生直後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> <p>&lt;応急対策活動時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		手 段	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線 (屋外拡声器・戸別受信機)</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ dボタン広報誌</li> <li>○ 県防災メール</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul>	<p>&lt;災害発生直前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> <p>&lt;災害発生直後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> <p>&lt;応急対策活動時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>	<p>■広報の手段、内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ 県防災アプリ</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul> </td> <td> <p>&lt;災害発生直前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> <p>&lt;災害発生直後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> <p>&lt;応急対策活動時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		手 段	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ 県防災アプリ</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul>	<p>&lt;災害発生直前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> <p>&lt;災害発生直後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> <p>&lt;応急対策活動時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>
手 段	内 容										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線 (屋外拡声器・戸別受信機)</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ dボタン広報誌</li> <li>○ 県防災メール</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul>	<p>&lt;災害発生直前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> <p>&lt;災害発生直後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> <p>&lt;応急対策活動時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>										
手 段	内 容										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車</li> <li>○ 愛情ねっと</li> <li>○ 防災行政無線</li> <li>○ エリアメール・緊急速報メール</li> <li>○ 消防団による戸別巡回</li> <li>○ 広報紙・チラシ・看板</li> <li>○ 市ホームページ</li> <li>○ 防災リアルタイム情報</li> <li>○ テレビ・ラジオの放送</li> <li>○ 県防災アプリ</li> <li>○ 災害情報FAX</li> <li>○ 災害情報テレホン</li> <li>○ 災害自動音声ダイヤル</li> <li>○ LINE</li> <li>○ Facebook</li> <li>○ X(旧Twitter)</li> </ul>	<p>&lt;災害発生直前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難</li> <li>○ 気象情報</li> <li>○ 避難所の開設</li> </ul> <p>&lt;災害発生直後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 水害時の垂直避難の呼掛け</li> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況</li> <li>○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起</li> <li>○ 電話自粛</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 市民のとりべき措置</li> <li>○ 自主防災活動の要請</li> </ul> <p>&lt;応急対策活動時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、危険情報</li> <li>○ 被害の状況</li> <li>○ 市の防災体制</li> <li>○ 交通機関の運行状況</li> <li>○ ライフライン施設の被害状況</li> <li>○ 応急対策の概況、復旧の見通し</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 市民のとりべき防災対策</li> <li>○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報</li> <li>○ 応急仮設住宅の情報</li> <li>○ その他必要な事項</li> </ul>										

現 行					見直し案						
<b>第2節 避難所の開設・運営</b>					<b>第2節 避難所の開設・運営</b>						
	項 目	初動	応急	復旧	実施担当		項 目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 避難活動	1. 避難誘導	●			要配慮者支援班、生涯学習班、教育総務班	第1項 避難活動	1. 避難誘導	●			要配慮者支援班、生涯学習班、教育総務班
	2. 避難者の受け入れ	●					2. 避難者の受け入れ	●			
	3. 警戒区域の設定	●					3. 警戒区域の設定	●			
第2項 避難所の開設・運営	1. 避難所の開設	●			生涯学習班、教育総務班、総括班、物資調達・輸送班	第2項 避難所の開設・運営	1. 避難所の開設	●			生涯学習班、教育総務班、総括班、物資調達・輸送班、 <b>医療救護班</b>
	2. 避難所の運営	●	●				2. 避難所の運営	●	●		
	3. 食糧・物資の供給	●	●				3. 食糧・物資の供給	●	●		
	4. 避難設備の設置	●	●				4. 避難設備の設置	●	●		
	5. 避難所等における広報	●	●	●			5. 避難所等における広報	●	●	●	
							6. 避難所における感染症対策	●	●		
						第3項 避難所外避難者の支援対策	1. 避難所外避難者の状況調査	●	●		生涯学習班、物資調達・輸送班、要配慮者支援班、医療救護班、防疫班

**第2項 避難所の開設・運営**

**2. 避難所の運営**

避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。

市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に必要なに応じて、避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。

(新設)

**第2項 避難所の開設・運営**

**2. 避難所の運営**

避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、**福祉サービスの提供など**要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。

市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に必要なに応じて、避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。

**6. 避難所における感染症対策**

市（総括班、生涯学習班、教育総務班、**医療救護班**）は、感染症が避難所内で蔓延する可能性があるときは、避難所全員にマスクの着用や手指の消毒を徹底させるとともに、受付時に検温や問診を実施する。

また、感染症の疑いがある避難者は、避難スペースやトイレなどを他の避難者と区別し、できるだけ避けるように努める。

さらに、施設内の定期的な換気・消毒・清掃を行い、感染予防の徹底を図る。

現 行	見直し案
<p><b>第3項 避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>1. 避難所外避難者の状況調査</p> <p>2) 支援の実施</p> <p>市（物資調達・輸送班、生涯学習班、医療救護班、防疫班、要配慮者支援班）は、把握した避難所外避難者に対し、保健師・地域包括支援センター等による巡回健康相談の実施等保健サービスの提供、食料等必要な物資の提供情報の伝達等により生活環境の確保を図る。また、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防方法について情報提供を行う。</p>	<p><b>第3項 避難所外避難者の支援対策</b></p> <p>1. 避難所外避難者の状況調査</p> <p>2) 支援の実施</p> <p>市（物資調達・輸送班、生涯学習班、医療救護班、防疫班、要配慮者支援班）は、把握した避難所外避難者に対し、保健師・地域包括支援センター・<b>災害派遣福祉チーム（DWAT）</b>等による巡回健康相談の実施等保健・<b>福祉</b>サービスの提供、食料等必要な物資の提供情報の伝達等により生活環境の確保を図る。また、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防方法について情報提供を行う。</p>